

はじめに



本県では、県民の皆様が安心して毎日の食生活を送ることができるよう、平成15年に策定した「長崎県における食品の安全・安心確保基本指針」に基づき、食品の安全・安心確保のための施策について実施計画を作成し、総合的かつ計画的に取組を進めてまいりました。

また平成27年には、この基本指針を発展させ、食品のより高い安全性と信頼を確保するための方向性を明確に示した「長崎県食品の安全・安心条例」を制定したところです。

近年、食品の衛生水準が向上していることは誰もが認めるところですが、依然として、食品の安全・安心を脅かすような事件や事故が発生しています。

また、健康食品に関する情報や食品の健康への影響に関する研究、分析技術の進展に伴う新たな情報などが増えていることから、県民の皆様にはこれまで以上に食品の安全性について正しく理解していただくことが重要となっています。

県においては、時代の潮流や本県の課題を的確に捉え、将来を展望しながら新たな視点で長崎県づくりを計画的に進めていくため、「長崎県総合計画チャレンジ2020」を策定したところであり、食品の安全・安心の確保は、その重要な施策の一つとして位置づけているところです。

この「長崎県食品の安全・安心推進計画」では、食品の生産から消費に至るまでの安全と信頼確保のための施策を引き続き展開するとともに、食品関連事業者自らのより高い安全確保のための取組を促進することとしております。

施策の展開にあたっては、県民の皆様、食品関連事業者の皆様と連携を図りながら一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただき、また貴重なご意見を賜りました「長崎県食品安全・安心委員会」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

長崎県知事 中村 法道

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	1
第4節 基本理念	2
第5節 責務及び役割	2
第2章 食品の安全・安心にかかる現状と課題	3
第1節 食を取り巻く現状	3
第2節 取り組むべき課題	4
第3章 食品の安全・安心確保のための施策	5
第1節 生産から消費までの安全性の確保	5
1. 生産段階における安全性の確保	5
(1) 農畜産物の安全性の確保	
(2) 水産物の安全性の確保	
2. 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全性の確保 ..	8
(1) 監視指導体制の強化（製造・加工・調理・流通・販売段階）	
(2) 食肉検査体制の強化（製造・加工段階）	
(3) 輸入食品の安全対策の強化（流通・販売段階）	
(4) 食品表示に係る指導及び監視体制の強化（流通・販売段階）	
(5) 食品衛生に関する注意喚起（消費段階）	
3. 食品の安全確保体制の充実	17
(1) 食品の安全管理に関する調査・研究の推進	
(2) 試験検査体制の充実	
(3) 危機管理体制の整備・強化	
第2節 より高い安全性を目指した自主的な取組	19
第3節 食品に関する理解促進と信頼の確保	21
(1) 正確な情報の公開	
(2) リスクコミュニケーションの充実	
(3) 食育・地産地消との連携	
第4節 施策推進のための連携強化	26
(1) 地域で活動する組織や団体との連携強化	
(2) 行政間の連携	

第4章 豊かな暮らしの実現に向けて	28
第1節 環境の保全への配慮	28
第2節 県産食品産業の振興と発展	30

第5章 施策の推進体制	33
--------------------------	----

参考資料等

各種解説	35
用語解説	40
長崎県食品の安全・安心条例	49
長崎県食品の安全・安心推進会議設置要綱	54
データ集（アンケート調査結果等）	56

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 策定の趣旨

本県では、平成15年2月に「長崎県における食品の安全・安心確保基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定し、その後2度に亘る改定を行うとともに、基本指針に基づき、具体的な施策や数値目標を盛り込んだ「実施計画」を策定して、食品の総合的な安全確保対策を実施してまいりました。

この間、食を取り巻く環境は、食品を原因とする死亡事故の発生、食材の産地表示の偽装や異物混入、それに伴う消費者の「安全・安心」に対する意識の高まりなど、大きく変化してきています。

このような中、国においては、平成21年9月に消費者庁を創設して、消費者行政の司令塔の役割を担う機関として位置づけるとともに、平成27年4月には食品表示に関する規定を統合した食品表示法を施行するなど、様々な取組が進められています。

一方、本県においては、平成21年4月に、「食品安全・消費生活課」を新たに設置し、関係部局の連携のもと、食品の安全・安心確保対策の更なる強化に取り組むとともに、平成27年4月には「長崎県食品の安全・安心条例」を施行して、生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階における食品の安全・安心確保のための施策や、関係者間の相互理解を深めるための取組を、総合的に推進しています。

現行の実施計画である「長崎県食品の安全・安心アクションプラン」が、本年度をもって計画期間を終了することから、平成28年度からの計画を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、「長崎県食品の安全・安心条例（以下、「条例」という。）」第8条に基づく、食品の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。

なお、施策の推進に当たっては、県政運営の基本方針である「長崎県総合計画 チャレンジ2020」やその他の関係計画等と調和を図りながら実施するものとします。

第3節 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年間とします。

ただし、社会情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととします。

第4節 基本理念

この計画は、以下の条例に掲げる基本理念にしたがって推進するものとします。

- (1) 県民等の健康の保護を最優先に、食品の安全性の確保・向上が食品関連産業の振興、県民生活の豊かさの向上にもつながるという認識に立って、適切な措置が講じられること。
- (2) 食品の安全性が確保されているかどうかの判断は、科学的根拠をもって行われ、食品の信頼確保のための施策は、消費者の視点に立って行われること。
- (3) 食品の安全・安心の確保は、県、食品関連事業者並びに県民が、それぞれの責務及び役割を認識し、互いに理解し合い、連携しながら行われること。

第5節 責務及び役割

1. 県の責務

県は、食品の安全・安心の確保のための施策を総合的に策定して実施します。

2. 食品関連事業者の責務

食品関連事業者には、食品の安全性確保について第一義的責任があることを認識して、必要な措置を適切に講じることが求められています。このため、関係法令等を遵守することはいうまでもなく、食品を供給する者としての倫理に従って事業活動を行うよう努めるとともに、事業活動に関する正確かつ適切な情報を提供し、県の食品の安全・安心確保の施策に協力することとします。

3. 県民の役割

県民は、食品の安全・安心についての知識と理解を深め、食品に関する適切な判断力を養う必要があります。また、県の食品の安全・安心確保の施策に協力、意見表明するなど積極的に関わるよう努めることとします。

第2章 食品の安全・安心にかかる現状と課題

第1節 食を取り巻く現状

平成10年に全国で3,010件の発生が見られた食中毒の件数は、平成22年に1,254件、平成25年には931件となっており、衛生水準は向上していると言えます。

しかしながら、近年においても、これまでに経験したことのない大きな事件や事故が時として発生しています。

一方で、食品の安全性に警鐘を鳴らす書籍の出版や、いわゆる健康食品のコマーシャルや通販番組の盛んな放映、SNSも含めた各種媒体により、様々な情報が氾濫し、中には、科学的には根拠に乏しいものも多くあり、受け手である消費者が正しい情報を選別して活用することが困難な状況も見受けられます。その結果、実際のリスクよりも大きく受け止めて安全な食品に対しても不安を覚えたり、健康食品を過信してしまうといったことが起こっています。

また、米国におけるトランス脂肪酸に関する規制、アクリルアミドのリスクに関する問題など、これまで大きく取り上げられなかった新たな危害要因の発生、加えて食品の機能性表示制度の開始など、消費者の関心の範囲はさらに広がっています。

[過去5年間に起こった食品事故・事件等]

平成23年3月	東日本大震災に伴い東京電力福島第一原子力発電所から漏出した放射性物質による食品汚染と風評被害
平成23年4月	富山、福井、神奈川の3県で発生した焼肉チェーン店のユッケを原因とする腸管出血性大腸菌O111食中毒事件（5人死亡）
平成24年8月	北海道の高齢者施設等で発生した漬物業者が製造した白菜の浅漬けを原因とする腸管出血性大腸菌O157食中毒事件（8人死亡）
平成24年12月	東京都の小学校で給食を食べた食物アレルギーを有する児童の死亡事故
平成25年10月	全国の有名ホテル等での一連の食材偽装
平成25年12月	冷凍食品製造工場で行った従業員による農薬混入事件
平成26年12月	インターネットへの投稿写真に端を発し、顕在化した異物混入と自主回収
平成28年1月	愛知県の産業廃棄物処理業者と岐阜県の食品事業者による廃棄食品の不正転売事件

第2節 取り組むべき課題

1. 食品の安全性の確保

食品の安全性を確保するためには、生産から製造、流通・販売に至るまでの各段階での監視指導や検査等の実施が必要不可欠です。

本県では、長崎県食品衛生監視指導計画等に基づいて計画的に、食品関連事業者に対する監視指導や流通食品の検査を行っていますが、より高い安全性を確保していくために、食品関連事業者の自主的な取組の促進が重要課題となります。

2. 食品に対する信頼の確保

県民が安心して食生活を営むためには、食品の安全性が県民にとって信頼されるものでなければなりません。しかしながら、安心には心理的な要素を多く含むため、人によって安心の度合いは異なります。

食品に対する信頼を確保するためには、食品の安全性が科学的根拠に基づいてどのように確保されているかを県民の皆様に理解してもらう必要があります。

そのためには、食品の安全性をわかりやすく情報提供し、食品関連事業者、県民、行政がお互いの立場を理解し合い、意見交換の機会を設けるなど、リスクコミュニケーションを推進することが必要です。

下記のアンケート結果においても、食品の安全・安心に関する情報提供の充実や食育の推進が、食品関連事業者への監視指導や食品の検査にも増して県行政に求められる結果となっています。

《 食品の安全・安心に関して、今後、長崎県に取り組んでもらいたいことは何ですか？ 》

食品の安全・安心にかかる情報提供の充実	88件／235人
食品の安全・安心につながる食育の推進	79件／235人
生産者への監視指導	76件／235人
製造・流通販売業者への監視指導	65件／235人
食品検査体制の充実	58件／235人
意見交換会の開催などリスクコミュニケーションの充実	44件／235人

(平成26年度 食品安全・消費生活課実施の食品の安全・安心リスクコミュニケーション参加者へのアンケート：複数回答のうち上位のもの)

第3章 食品の安全・安心確保のための施策

第1節 生産から消費までの安全性の確保

1. 生産段階における安全性の確保

(1) 農畜産物の安全性の確保

「農場から食卓まで」のフードチェーン全体を通じた食品の安全性確保の、最初の段階での対策として、農畜産物については、農薬や動物用医薬品*の適正な販売・使用の指導、情報提供を行っていく必要があります。

さらに、米トレーサビリティ*法、牛トレーサビリティ法に基づく情報伝達について、適正な運用を指導します。

施策の内容

〔農薬使用管理に関する啓発・情報提供〕

- 農業者に対しては、農薬の使用に関する農薬安全対策講習会の開催や、農薬管理指導士*の育成により農薬の適正使用を推進するとともに、農薬販売者に対しては、農薬の適正販売について指導を徹底します。(農業経営課)
- 県のホームページにより、農薬の適正使用に係る情報を生産者に提供します。(農業経営課)

〔米トレーサビリティ制度への取組〕

- 米トレーサビリティ制度の適正な運用に向けた取組を支援します。(農産園芸課、食品安全・消費生活課)

〔動物用医薬品等の適正使用や衛生管理の徹底〕

- 特に、農家段階における飼料、飼料添加物*、動物用医薬品*の適正使用及び耳標装着の徹底に対する指導並びに流通段階における畜産物への残留の確認を行います。(畜産課)
- 採卵鶏農場を対象としたサルモネラ*の汚染状況調査等を行います。(畜産課)



採卵鶏のサルモネラ検査

動物用医薬品：45 ページ参照 トレーサビリティ：45 ページ参照
農薬管理指導士：46 ページ参照 飼料添加物：44 ページ参照
サルモネラ：42 ページ参照

〔生乳の安全・安心確保の取組推進〕

- 生乳の安全・安心確保のために、ポジティブリスト制度*における農家段階での重点管理基準の記帳と、記帳に基づく改善の取組を推進します。(畜産課)

数値目標

数値目標設定項目	現状 (H26年度 実績値)	目標年度				
		H28	H29	H30	H31	H32
畜産物の抗生物質の残留検査	300検体	300検体／年				

(2) 水産物の安全性の確保

生産段階から水揚段階における衛生管理を徹底するとともに、食中毒予防の観点から、養殖カキ等について衛生管理を徹底し安全確保を図るため、貝毒検査やウイルス検査を行います。

施策の内容

〔適正養殖の認証〕

- 生産した養殖魚が安全であるという情報提供能力を有する養殖業者に長崎県適正養殖業者認定証を発行する制度を推進します。

(水産振興課)



適正養殖業者認定制度のロゴマーク

〔養殖カキ等検査に基づく衛生管理の徹底〕

- 生産段階において貝毒検査や養殖カキのウイルス検査を実施し、衛生管理の徹底等適切な指導を行います。(水産振興課)

〔漁港・魚市場における鮮度保持対策〕

- 陸揚げ時の処理水への清浄海水の導入等により、品質・衛生管理対策の強化を図ります。また、岸壁や浮棧橋等への防雨・防暑対策により、水産物の鮮度保持対策に努めます。(漁港漁場課、水産振興課)

ポジティブリスト制度：47 ページ参照

数値目標

数値目標設定項目	現状 (H26年度 実績値)	目標年度				
		H28	H29	H30	H31	H32
養殖力キ検査結果に基づく衛生 管理の徹底(指導漁協数)	17漁協	24漁協/年				

○長崎県適正養殖業者認定制度の認定基準

確認項目	確認書類	確認内容	理由
種 苗 (稚魚・ 中間魚)	○購入種苗履歴証明書 類、並びにその証憑書類 ※中間魚購入の場合、 生産から購入までの履 歴を証明する書類、並び にその証憑書類	○種苗・中間魚導入に当た っては購入先、種苗生産 業者が明確であり、種苗 の生産履歴が明確であ ること。	○種苗導入に当たっては、 トレーサビリティの観点 から種苗の履歴情報が 必要不可欠である。
飼 料	○申請日直近1年間のう ち、委員会が指定した2 ヶ月間の作業記録簿、並 びにその証憑書類	○飼料安全法に適合した 餌を使用すること。 ○生餌については、仕入先 が明確であること。	○不適切な餌の投与を防 止する。
投 薬	○申請日直近1年間のう ち、委員会が指定した2 ヶ月間の作業記録簿、並 びにその証憑書類	○未承認医薬品の使用禁 止 ○水産用医薬品の適正使 用	○食の安全・安心確保上、 必須条件であり、また承 認医薬品についても使 用基準の遵守が必要で ある。
養殖資材 (防汚剤)	○申請日直近1年間のう ち、委員会が指定した2 ヶ月間の作業記録簿、並 びにその証憑書類 ※魚類養殖用安全確認 漁網防汚剤一覧と照合	○漁網防汚剤を使用する 場合は、有機錫化合物を 含有しないものを使用す ること。	○安全性が確認された物 を使用する必要がある。

2. 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全性の確保

(1) 監視指導体制の強化（製造・加工・調理・流通・販売段階）

食品に起因する健康への危害を防止するため、食品衛生法*には様々な基準や規制があり、食品のリスク管理を担っている県は、営業施設に対する監視や指導、流通する食品の検査を行い、基準等が守られているか確認を行っています。

また、安全・安心な学校給食を実施していくため、文部科学省が示した「学校給食衛生管理基準」に基づいて衛生管理が行われています。

施策の内容

〔製造・加工・調理・流通・販売施設に対する監視指導〕

- 長崎県食品衛生監視指導計画*に基づき、製造・加工から販売に至る食品営業施設に対して効果的な監視指導を行い、食品の安全確保を図ります。（生活衛生課）
- 大規模食品製造施設や給食施設などの大量調理施設に対する専門的な監視を継続し、食中毒等が発生した場合に社会的影響の大きい食品営業施設での食品事故防止に努めます。（生活衛生課）
- 計画的な食品検査により不良食品を排除し、流通食品の安全確保を図ります。（生活衛生課）
- 安全性の高い生鮮食料品を供給するため、野菜、食肉及び養殖魚について、農薬や動物用医薬品*のモニタリング検査*等を実施し、必要に応じて農林水産部局と連携して、生産者等への衛生指導を実施します。（生活衛生課）
- これまで検査対象としていなかった新たな農薬についても検査法の検討を行い、検査対象項目の一層の拡充を図ります。（生活衛生課）

〔食品事業者、集団給食施設等に対する啓発〕

- 関係団体と連携し、食品事業者等を対象に食品衛生講習会の開催を推進します。（生活衛生課）

〔学校給食施設における安全・安心確保〕

- 学校給食研修会やアレルギー疾患対策等研修会等で関係者の資質の向上を図るとともに、学校の衛生管理や食物アレルギー対応についての体制の強化を図るための意識向上と、食品衛生に関する正しい知識の啓発に努めます。（体育保健課）



学校給食研修会

- 学校給食で使用する食材について定期的に細菌等の検査を行い、その結果を県内の学校給食関係者において情報共有を図るなど、安全な食材の確保に努めます。（体育保健課）

食品衛生法：42 ページ参照 食品衛生監視指導計画：43 ページ参照
動物用医薬品：45 ページ参照 モニタリング検査：47 ページ参照
○食品のリスク管理については 35 ページに解説

数値目標

数値目標設定項目	現状 (H26年度 実績値)	目標年度				
		H28	H29	H30	H31	H32
食品営業施設の監視件数	22,222件	20,000件／年				
食品検査件数	2,327件	2,300件／年				
食品営業者に対する講習会の受講者数	5,045人	5,700人／年				
学校給食研修会等参加者数	173人	300人／年				
県立学校給食栄養管理者・調理員等研修会参加者数	96人	100人／年				
食材検査結果の報告対象 (市町・県立学校数)	20市町 県立13校	21市町／年 県立13校／年				



学校給食施設への監視指導



食品営業施設への監視指導

(2) 食肉検査体制の強化（製造・加工段階）

家畜が食肉となる過程で、と殺されたすべての家畜1頭ごとに食肉衛生検査所の獣医師が検査を行い、安全性を確認するとともに、検査で得られたデータを生産者等に還元し、農林部と連携して家畜衛生・疾病予防対策に活用しています。

また、食用不適の家畜の肉を排除するだけでなく、施設管理者、関係業者にHACCP*手法による衛生管理の指導、助言を行い、徹底した食肉の安全性確保を図っていくことが必要です。

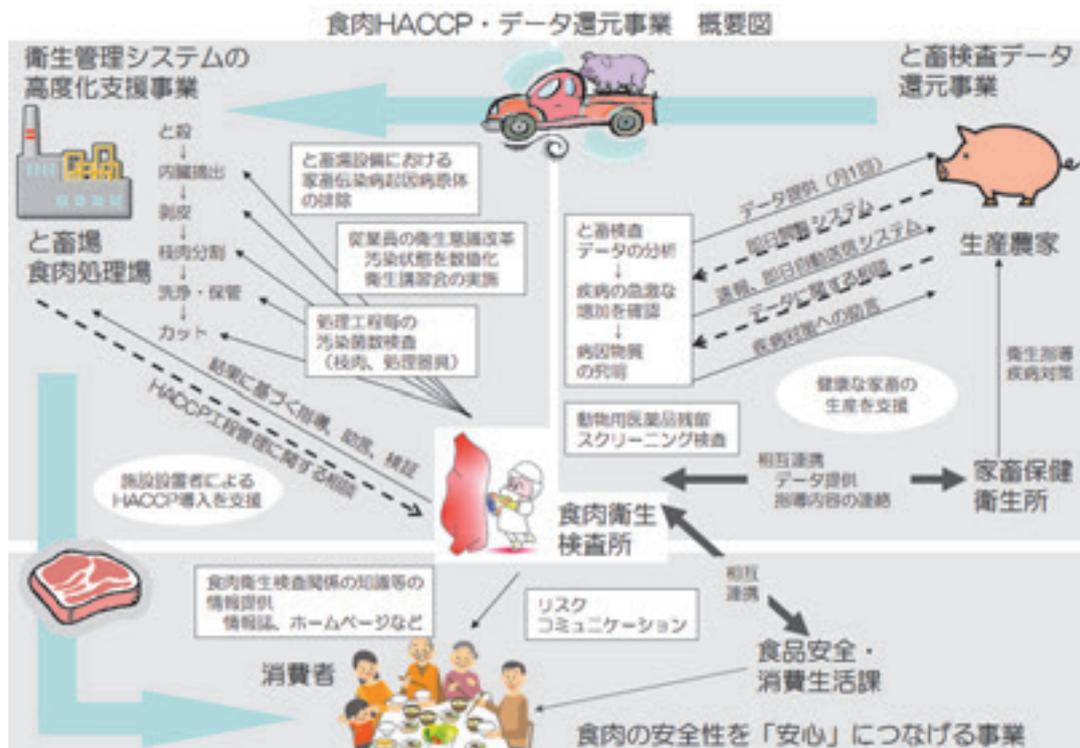
施策の内容

〔食肉検査体制の強化〕

- 食肉検査・食鳥検査により食用不適の食肉・食鳥肉の確実な排除を実施します。
(生活衛生課)
- 安全・安心な食肉・食鳥肉を提供するため、食品衛生部局、農林部局、食肉処理施設設置者及び生産者等の連携強化、情報交換を行います。また、食肉処理施設設置者への衛生管理対策を充実強化し、より安全な食肉の供給を推進します。
(生活衛生課)
- 最新の疾病情報収集・知識の研鑽・食肉検査技術研修・食鳥検査技術研修に加えて、海外悪性伝染病*への対策（情報収集、疾病に関する知識・防疫対策・診断法に係る研修）の実施を図ります。
(生活衛生課)

〔衛生検査データの活用〕

- 関連機関と連携し、食肉衛生検査・食鳥肉検査データを生産者等へ還元し、農林部局との連携のもと、健康な家畜の生産に対する支援を行います。
(生活衛生課)



HACCP：46 ページ参照 海外悪性伝染病：40 ページ参照
 ○HACCPについては 36 ページにも解説

数値目標

数値目標設定項目	現状 (H26年度 実績値)	目標年度				
		H28	H29	H30	H31	H32
豚枝肉汚染度指標(個/cm ²)	65.5	100未満				
食肉衛生検査データ提供頭数の割合	91%	94%/年				
食肉衛生検査所情報誌発行回数	12回	12回/年				

と畜検査と処理工程の流れ



(3) 輸入食品の安全対策の強化（流通・販売段階）

輸入食品については、国の機関である検疫所*において適法であるか審査及び検査が行われています。

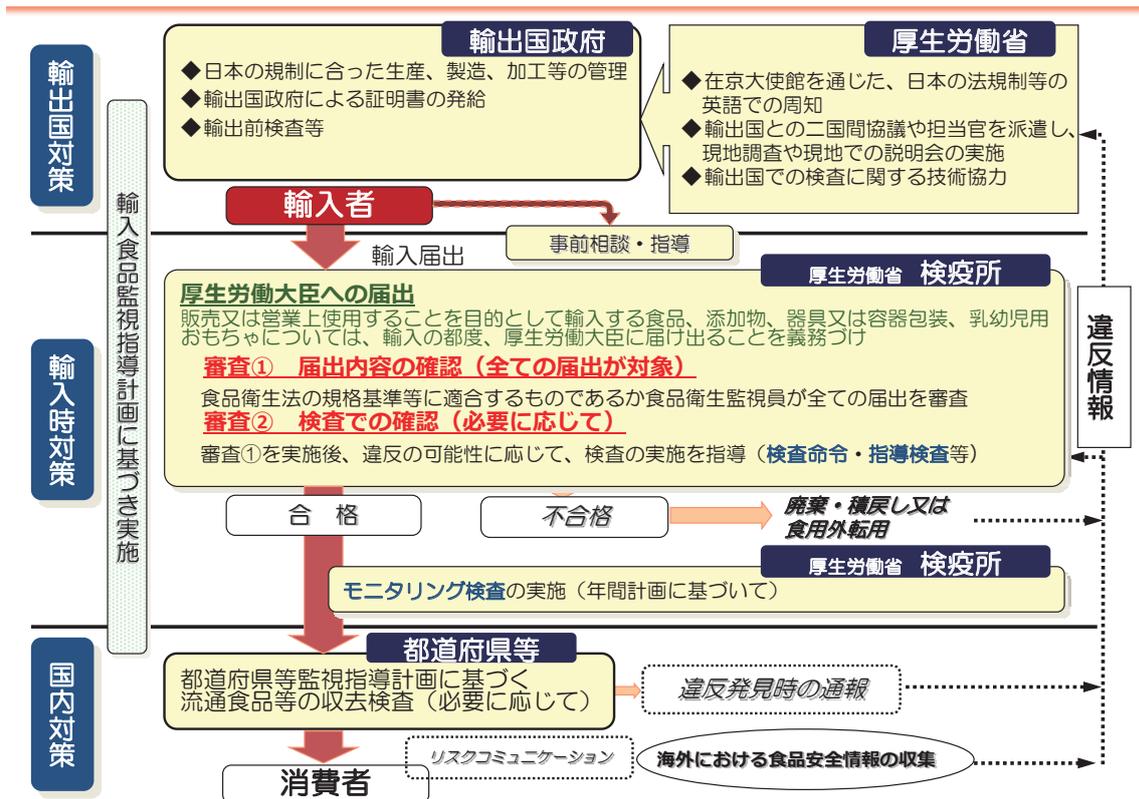
また、県内に流通する輸入食品については、食品衛生監視員*が計画的に食品販売施設に立入調査し、食品表示法に基づく表示事項の確認や輸入食品の検査を行い、食品添加物*、残留農薬及び成分規格基準*検査を実施しています。

施策の内容

〔販売段階における輸入食品の安全対策〕

- 長崎県食品衛生監視指導計画*に基づき、計画的な監視や食品検査を行います。
(生活衛生課)
- 国の通知及び違反情報等を参考として、効率的な検査体制の整備を行います。
(生活衛生課)

輸入食品の監視体制の概要



(厚生労働省：「輸入食品の安全性確認について」から抜粋)

検疫所：41 ページ参照 食品衛生監視員：43 ページ参照
 食品添加物：43 ページ参照 成分規格基準：44 ページ参照
 食品衛生監視指導計画：43 ページ参照

(4) 食品表示に係る指導及び監視体制の強化（流通・販売段階）

食品表示法をはじめ食品表示に関する法令に基づく表示の適正化のため、店舗調査や定期的な監視活動を行っているほか、食品110番^{*}に寄せられた情報についても、関係部局が連携しながら調査・指導を行います。

加えて、産地偽装表示などを未然防止するため、食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上へ向けた取組を進めていく必要があります。

施策の内容

〔関係法律に基づく監視・指導及び啓発〕

- 県域の販売店舗を対象に巡回調査を実施し、改善を要する店舗に対しては指導を行い、食品表示の適正化を図ります。 (食品安全・消費生活課)
- 偽装表示などの疑義案件に対して、必要に応じて科学的検査手法を用いた検査を実施し、食品表示の適正化を図ります。 (食品安全・消費生活課)
- 不適正表示食品の排除のため、効率的で効果的な監視指導を実施するとともに、製造業者や販売業者に対して食品表示に関するパンフレットを配布するなど適切な表示の啓発を進めます。 (生活衛生課)
- 景品表示法^{*}や計量法^{*}に基づく食品表示に関して適切な表示を行うよう指導するとともに、啓発に努めます。 (食品安全・消費生活課)
- 栄養成分表示や健康食品に関する虚偽や誇大広告等について指導・助言を行い、食品表示の適正化に努めます。 (国保・健康増進課)
- 無承認無許可医薬品^{*}による健康被害を防止するため、健康食品^{*}等の監視指導や買上検査を行うとともに、県民への正しい知識の普及啓発に努めます。 (薬務行政室)
- 研修会、出前講座等を通じて、食品表示のみならずコンプライアンス意識の向上につながる内容を盛り込み、啓発に努めます。 (食品安全・消費生活課)
- 食品に関する苦情、問い合わせ等を受け付ける食品110番に寄せられた情報に対して実態調査を行い、必要に応じて適切な表示や衛生管理等を指導します。 (食品安全・消費生活課、水産加工・流通室、生活衛生課、国保・健康増進課、薬務行政室)

数値目標

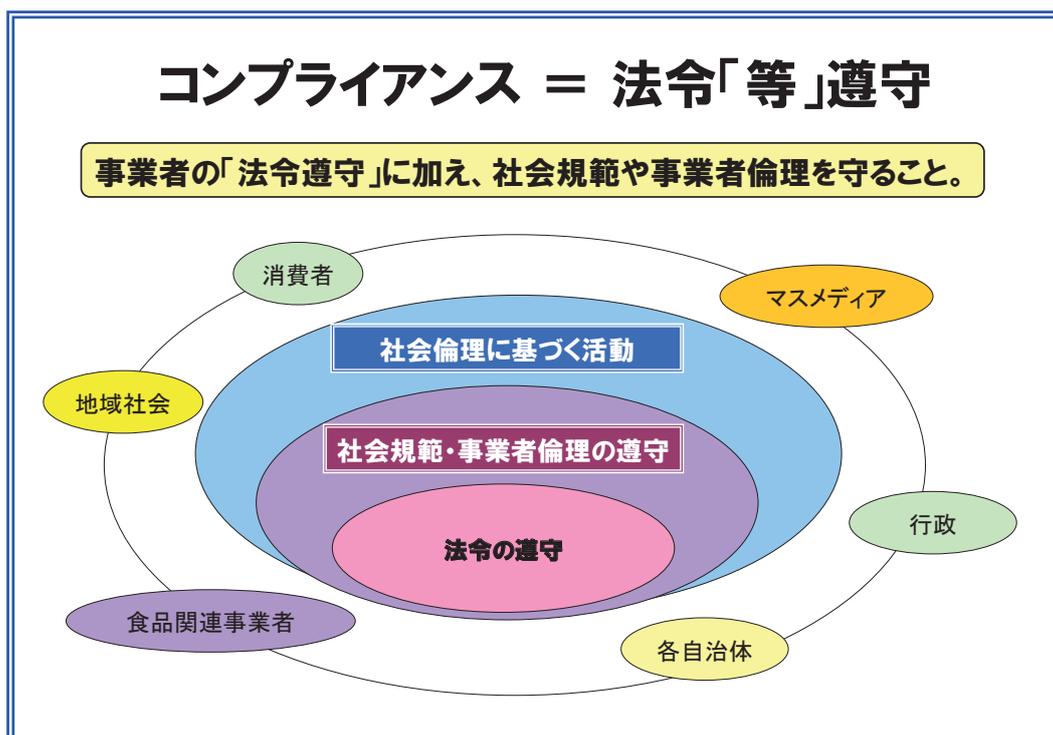
数値目標設定項目	現状 (H26年度 実績値)	目標年度				
		H28	H29	H30	H31	H32
食品販売店舗等巡回調査数	280件	280件／年				
無承認無許可医薬品のおそれがある健康食品等の成分検査	20検体	20検体／年				

食品110番：43ページ参照 景品表示法：41ページ参照
計量法：41ページ参照 無承認無許可医薬品：47ページ参照
健康食品：41ページ参照

食品表示に関する主な法律

法律名	目的	主な内容
○食品表示法	販売の用に供する食品の表示について基準の策定や必要な事項を定めることにより適正を確保し消費者の利益の増進を図り国民の健康の保護及び増進、食品の生産・流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産の振興への寄与	JAS法、食品衛生法、健康増進法のそれぞれの食品表示に係る規定を一元化し、食品表示基準で定められた事項を下記のとおり整理 <ul style="list-style-type: none"> ・品質事項(JAS法に定められていた事項) ・衛生事項(食品衛生法で〃) ・保健事項(健康増進法で〃) *加工食品の栄養成分表示の義務化 *「機能性表示食品」制度の新設
○不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)	公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護	品質・規格その他の内容について著しく優良であると誤認される表示(優良誤認)、価格や取引条件について著しく有利であると誤認される表示(有利誤認)、その他、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれのある表示の禁止
○不正競争防止法	事業者間の公正な競争を確保	商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途、数量等を誤認させるような虚偽の表示を禁止
○計量法	適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与	特定商品のうち、容器又は包装に密封して販売する特定商品の正味量

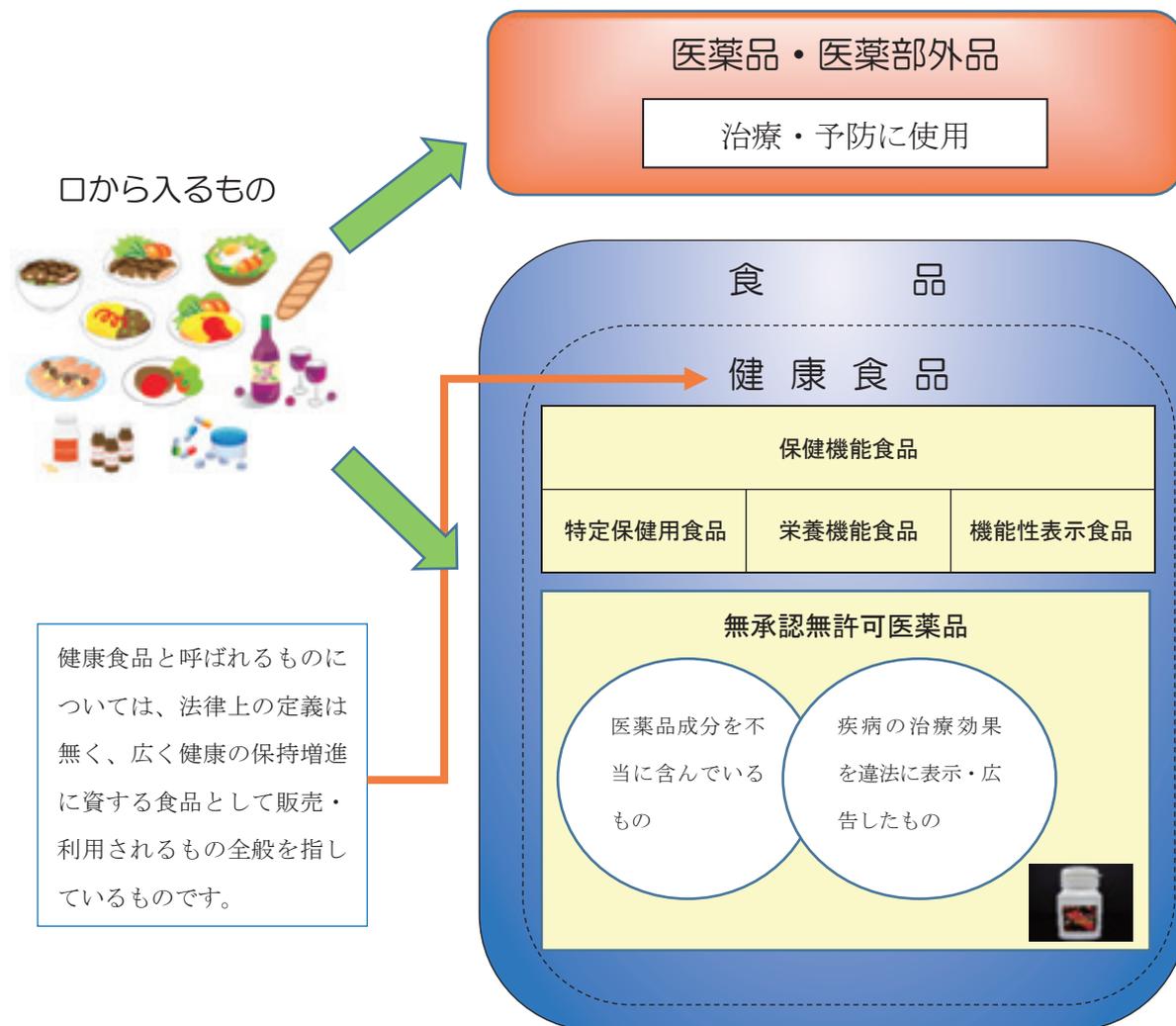
施策の内容



医薬品と健康食品の違い

	医薬品	健康食品
製品の性質	基準に基づき、一定の品質のものが製造・流通している。	「同じ名称」でも含有量や原材料により品質が一定ではない。
科学的根拠の質と量	病気の人を対象とした安全性・有効性試験が実施されている。	主に健康な人を対象に安全性試験を実施。動物や試験管内での評価のみということもある。
利用環境	医師、薬剤師などによる安全な利用環境が整備されている。	あくまで食品の一つであり、製品の選択・利用は消費者の自由である。

食品と医薬品のたまかな分類



3. 食品の安全確保体制の充実

(1) 食品の安全管理に関する調査・研究の推進

長崎県では、環境保健や農業、水産業など、5つの試験研究機関が置かれ、食品に関連する調査・研究にも取り組んでいます。

施策の内容

〔農林水産物に関する調査・研究の推進〕

- 有害赤潮及び有毒プランクトンによる養殖魚のへい死や貝類の毒化による食中毒を防ぐため、現場調査、原因プランクトンの動態予測及び防除方法の検討を行い、漁業被害や人的被害を防止します。(漁政課)

〔食品衛生に関する調査・研究の推進〕

- フグ毒に代表されるマリントキシン（海洋性自然毒）を迅速に特定・推定する検査法の開発や検索システムの構築を検討し、食中毒対応体制の充実に寄与します。(環境政策課)

〔技術的支援〕

- 試験研究機関の設備開放や技術相談を通して、技術的な支援を行います。(環境政策課、農政課、漁政課、企業振興・技術支援課)

(2) 試験検査体制の充実

平成9年度から食品衛生法^{*}により各検査施設に義務づけられた検査等の業務管理（GLP^{*}）について、県立の保健所、環境保健研究センター及び食肉衛生検査所の計12施設に適用しています。また、平成15年度末に本県の実状に即した「検査等の業務管理要綱及び関連要領」を定め、適正な業務管理を行っています。

検査技術の高度化に伴う職員の技術研修や、最新の専門的知識を修得する機会の創出が課題となっています。

施策の内容

〔試験検査体制の充実〕

- 県の検査施設における検査等の業務管理要綱及び要領等により、内部精度管理、外部精度管理^{*}及び信頼性確保部門^{*}による内部点検を定期的を実施します。(生活衛生課)
- 検査機器の整備及び検査員等の関係職員に対する検査技術の向上に係る研修を計画的に実施します。(生活衛生課)

食品衛生法：42 ページ参照 GLP：42 ページ参照
外部精度管理：40 ページ参照 信頼性確保部門：44 ページ参照
○食品検査の信頼性確保については37 ページに解説

(3) 危機管理体制の整備・強化

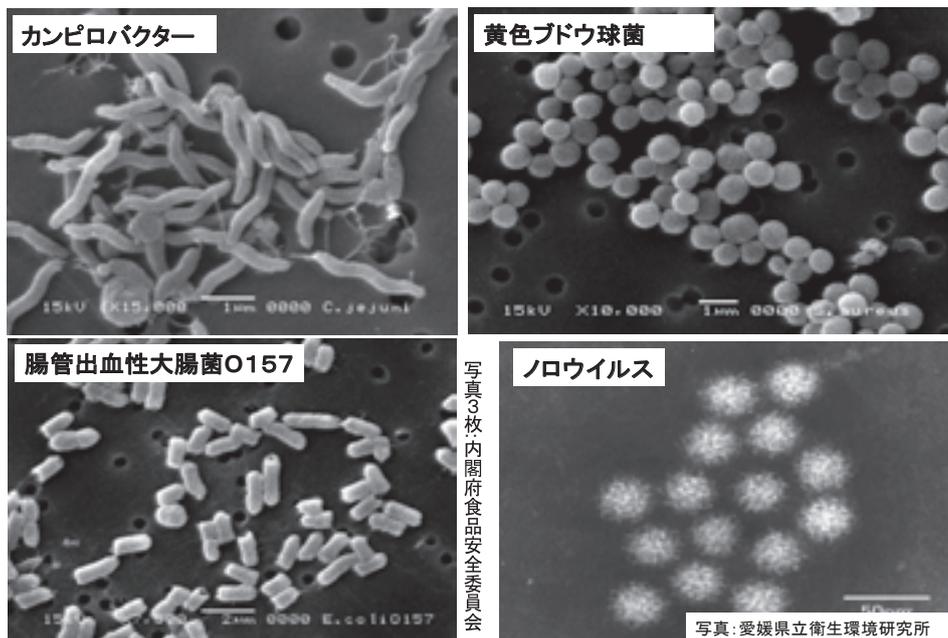
食品に起因する危機発生時においては、流通の広域化、複雑化に伴い、原因の究明に詳細な調査が必要とされ、調査結果に基づいて、迅速かつ適切に対応することが求められます。食品の安全・安心確保のための危機管理体制についてのマニュアル等を整備し、関係機関が連携して対策を講じることとしています。

施策の内容

〔食中毒等の対策〕

- 食中毒（疑いも含む）発生時には関係部局と連携し、迅速に原因究明を行うとともに、原因施設に対して衛生指導を実施して被害拡大、再発防止の対策を講じます。（生活衛生課）
- 腸管出血性大腸菌*（O157等）等のまん延防止対策並びに重大な健康被害発生時は対応マニュアルに基づき関係機関と連携して、迅速かつ的確に対応します。また、関係機関等への適切な情報を提供して感染・被害拡大の防止に取り組みます。（医療政策課）
- 春の行楽シーズンや年末の食品の流通量が多い時期、及び食中毒が多発する夏期には、食中毒防止対策のために監視指導及び検査を強化します。（生活衛生課）
- 食中毒事件発生時には、その内容を公表することで食品衛生に関する注意を喚起します。（生活衛生課）
- 食中毒が発生しやすい気象条件が成立し、食中毒の多発が予想される場合に食中毒注意報*を発令し、食品衛生に関する注意を喚起します。（生活衛生課）

主な細菌・ウイルス



第2節 より高い安全性を目指した自主的な取組

自主的な取組の促進

食品にあるリスクをゼロにすることは不可能ですが、生産、加工及び製造等の管理水準を向上させることで低減していくことは可能です。

食品関連事業者には、食品の安全性の確保について第一義的な責任があり、関係法令等を守ることはいうまでもなく、食品を供給する者としての社会的良心に従って事業活動を行う責務があり、自ら、より高い安全性を追求し信頼される食品を提供していくことが求められています。

そのため、食品関連事業者の自主的な取組に対して、県は積極的に支援を行い、生産、加工・製造段階での管理水準のレベルアップを図ります。

施策の内容

〔農産物生産管理集団の育成〕

- 農産物の安全性を確保するための管理方法等を定めた農業生産工程管理（GAP*）に取り組む経営体を育成し、その中で生産履歴の記帳を推進します。
(農業経営課)

〔高度な衛生管理の普及と技術的支援〕

- 県内食品等関係施設の衛生管理水準のステップアップを図り、HACCP*の考え方に基づく衛生管理の普及を推進します。
(生活衛生課)
- 食品衛生法*に基づく総合衛生管理製造過程*の承認を受けようとする事業者や、「ながさきHACCP*」の導入を図る事業者に対して、食品衛生監視員*による技術的助言を行います。
(生活衛生課)
- 各種研修会への派遣等を通じて、総合衛生管理製造過程承認施設や対EU・対米輸出水産食品製造施設*の監視指導を実施する指名食品衛生監視員等の専門性の高い指導者の育成と食品衛生監視員の技術の向上を図ります。
(生活衛生課)
- 農産物加工振興とあわせ、HACCP手法導入を推進します。
(農産加工・流通室)
- 意欲ある水産加工業者等によるHACCP等衛生管理向上の取組を進める啓発活動を行います。
(水産加工・流通室)
- 食品の安全性と信頼性の向上を図るため、衛生・品質管理体制を強化する基盤整備とともに、人材育成やHACCP等の国際標準の導入促進を支援します。
(食品産業・産地振興室)

GAP：42 ページ参照 HACCP：46 ページ参照
食品衛生法：42 ページ参照 総合衛生管理製造過程：44 ページ参照
ながさきHACCP：46 ページ参照 食品衛生監視員：43 ページ参照
対EU・対米輸出水産食品製造施設：44 ページ参照
○食品のリスクと安全については 35 ページに解説
○GAP（農業生産工程管理）については 38 ページにも解説
○HACCPについては 36 ページにも解説

数値目標

数値目標設定項目	現状 (H26年度 実績値)	目標年度				
		H28	H29	H30	H31	H32
衛生管理水準「評価段階」の ステップアップした施設数	20施設	20施設／年				
HACCP等認定水産物加工 場数(累計)	5	6	7	8	10	12

ながさきHACCP (長崎県食品自主衛生管理評価事業)



第3節 食品に関する理解促進と信頼の確保

(1) 正確な情報の公開

食品に関する情報が溢れる中、リスク管理を行う行政として正しい情報の発信を行っていく必要があります。

県では、食品の安全・安心に関する情報や、食中毒情報、県の取組など、広報誌やホームページを通じて情報提供を行っています。

今後も、受け手側にわかりやすいホームページのコンテンツづくりや様々な広報媒体により情報発信を引き続き行っていきます。

施策の内容

〔食品の安全・安心に関する情報提供〕

- 「食品の安全・安心と食育のホームページ」を充実させるとともに、SNS*の活用により、多くの人に国や県の食品安全・安心に関する情報を正確にわかりやすく提供します。(食品安全・消費生活課)
- 生活衛生課や食肉衛生検査所のホームページを充実し、食品衛生や食肉衛生検査に関する情報を迅速に提供します。(生活衛生課)
- 無承認無許可医薬品*に関する正しい知識の普及啓発のため、県政出前講座やホームページ等を活用して情報を発信します。(薬務行政室)



食品の安全・安心と食育のホームページ



長崎県の食肉衛生検査所ホームページ
(お肉のほっと！ページ)

数値目標

数値目標設定項目	現状 (H26年度 実績値)	目標年度				
		H28	H29	H30	H31	H32
「食品の安全・安心と食育のホームページ」アクセス件数	18,898件	20,000件／年				

(2) リスクコミュニケーションの充実

食生活における安心は、食品の作り手や売り手に対する信頼だけでなく、食品の安全性が信頼されていることが大切な要件となります。

そのためには、食品について理解を深め、食品の安全性についての共通理解を図るためのリスクコミュニケーション*をさらに進めていく必要があります。

施策の内容

【意見交換会の開催】

- 県民との協働を図りながら、各地域において食の安全・安心に関する課題をテーマにした意見交換会を開催します。(食品安全・消費生活課)
- より多くの県民にリスクコミュニケーションに参加してもらうため、県民の関心の高いテーマを取り上げたフォーラム型の意見交換会を開催します。(食品安全・消費生活課)

【各種講座を通じたリスクコミュニケーションの推進】

- 県内各地で実施されている各種講座等に、「食品の安全・安心」に関するテーマが取り入れられるよう、関係者への働きかけを推進します。(食品安全・消費生活課)
- 「県政出前講座*」の活用により、食の安全・安心確保にかかる施策を幅広く県民に伝えていきます。(食品安全・消費生活課)

【リスクコミュニケーションの新たな手法の検討】

- 消費者が直接、食品の生産・製造・加工・流通現場などを訪問し、見学や事業者との意見交換ができる現場公開システムの充実を図るとともに、システムの広報に努めます。(食品安全・消費生活課)
- 意見交換会への参加者が、食品の安全・安心に対する意識をより一層深めてもらうため、円滑に意見交換会を進めることができる人材の育成に努めます。(食品安全・消費生活課)
- 小中高生に対して、食品の安全・安心に関する消費者教育を行う場を提供していきます。(食品安全・消費生活課)

リスクコミュニケーション：48 ページ参照 県政出前講座：41 ページ参照
○リスクコミュニケーションについては 35 ページに解説

数値目標

数値目標設定項目	現状 (H26年度 実績値)	目標年度				
		H28	H29	H30	H31	H32
意見交換会等の開催回数	11回	6回／年	14回／年			
小中高生を対象とした食品安全教室の開催回数	2回	3回／年				
意見交換会等への出席者数	672人	680人／ 年	710人 ／年	740人 ／年	770人 ／年	800人 ／年



小学生の親子を対象とした体験学習



中学生を対象としたジュニア食品安全教室



フォーラム型意見交換会

(3) 食育・地産地消との連携

社会環境の変化や生活習慣の多様化が進む中で顕在化してきた食に関わる課題に対応するため、県では、平成18年度以降「長崎県食育推進計画^{*}」に基づき食育を推進しています。食の安全・安心の問題については食育の課題のひとつでもあり、食に関心を持って理解が深められることが重要であることから、食育の施策や地産地消^{*}の取組とも連携を図っていく必要があります。

施策の内容

〔食育の施策との連携〕

- 「長崎県食育推進計画」に基づき、庁内関係各課、市町及び食育団体と連携し、食育を推進します。その中で、食の安全・安心に関する情報発信に努めます。
(食品安全・消費生活課)
- 食育について、学習指導要領を踏まえ、各教科等及び学校給食を活用し、学校教育全体で取り組み、指導の充実が図られるように教職員の理解促進に努めます。
(義務教育課)
- 適正な食習慣を身に付けることを啓発するため、地域で指導等を行う管理栄養士・栄養士、食生活改善推進員^{*}等を対象にした研修や情報提供を行います。
(国保・健康増進課)
- 健康の増進を図るため、健康に配慮した食事の提供や健康に関する情報の提供を行う「長崎県健康づくり応援の店^{*}」等の登録を促進します。
(国保・健康増進課)



健康づくり応援の店



季刊誌「びわ太郎食育通信」



Facebook「びわ太郎の食育日記」

〔地産地消との連携〕

- 地域農産物の魅力を再発見しその活用を図るため、関係団体等が連携して学校給食等での利用を促進するなど、地域内の需給体制を強化します。

(農山村対策室)

- 地域水産物の魅力を再発見し、その活用を図るために、求められるメニューの開発や商談等を通じた学校給食、病院・福祉施設等での利用促進を強化します。

(水産加工・流通室)

- 学校給食に地場産物を活用することにより、新鮮な食材を確保するとともに、児童生徒の農林水産物や郷土に対する理解促進のため、「学校給食における地場産物使用推進週間^{*}」を設定し、県内一斉に取り組みます。

(体育保健課)

- 消費者と生産者の交流会等を開催することで、「地産地消^{*}」に対する共通理解を深めます。

(農山村対策室)

- 一般消費者が県産食材を安心して楽しむことが出来る「ながさき地産地消こだわりの店^{*}」の認定や、6月と11月の県産品愛用運動推進月間での地産地消強調週間^{*}の取組など、地産地消の普及啓発を重点的に行います。

(農山村対策室)



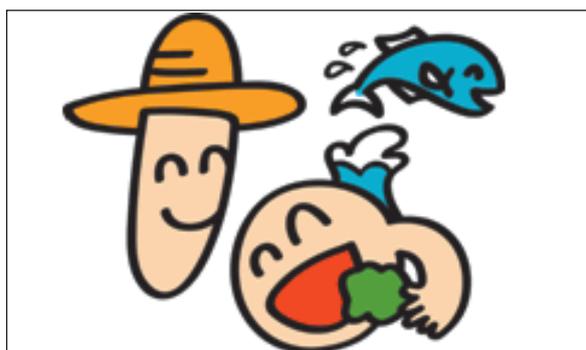
地産地消こだわりの店認定プレート

数値目標

数値目標設定項目	現状 (H26年度 実績値)	目標年度				
		H28	H29	H30	H31	H32
「びわ太郎食育通信」の発行回数	4回	4回／年				
学校給食における県産物使用割合(重量比%)	70.4%	71%／年				



郷土料理を囲んで団らんする体験民宿



ながさきの地産地消ロゴマーク

学校給食における地場産物使用推進週間：40 ページ参照 地産地消：44 ページ参照
ながさき地産地消こだわりの店：46 ページ参照 地産地消強調週間：45 ページ参照

第4節 施策推進のための連携強化

(1) 地域で活動する組織や団体との連携強化

県では、食品衛生協会*と連携した食品関連事業者に対する啓発活動や食生活改善推進員*の食育活動への支援、薬剤師会等の関係団体との連携に努めています。

今後は、地域で活動するこれらの組織や団体等との連携を一層強化し、NPO*団体等とも協働しながら施策を展開していくことが重要となります。

施策の内容

〔食品衛生協会との連携〕

- 食品衛生月間*の事業及び営業許可施設への巡回指導等、食品衛生協会と協力し、食品衛生思想の普及啓発に努めます。(生活衛生課)
- 食品衛生協会と連携し、「営業の管理運営基準*に基づく製品の衛生検査要領」に基づき、食品関係事業者自らが行う自主検査の徹底を図ります。(生活衛生課)

〔食育活動団体や市町との連携〕

- 地域への食育の推進を図るため食生活改善推進員*の資質向上、活動の支援を市町と協力して取り組みます。(国保・健康増進課)

〔薬剤師会との連携〕

- 県民が気軽に健康食品*等に関する相談ができるよう、薬剤師会と連携して薬局における相談応需*に努めます。(薬務行政室)



県民からの相談に応じる薬剤師

食品衛生協会：43 ページ参照 食生活改善推進員：42 ページ参照
NPO：40 ページ参照 食品衛生月間：43 ページ参照
管理運営基準：41 ページ参照 健康食品：41 ページ参照
薬局における相談応需：47 ページ参照

(2) 行政間の連携

輸入食品の増加など、食品流通の広域化に伴い、食品の安全性や信頼性に関する問題も大規模化、広域化する事例が多くなっています。こうした問題については、県単独での対応が困難な場合もあることから、国や他自治体等との連携が一層重要となっています。

施策の内容

〔国や他の地方自治体との連携〕

- 厚生労働省、農林水産省及び消費者庁*の国のリスク管理機関をはじめ内閣府に設置されている食品安全委員会*とも連携し、情報交換を密にするとともに、施策の実施に当たって相互協力に努めます。(食品安全・消費生活課)
- 大規模な食中毒など広域に発生する健康被害に対して、国及び関係する他自治体等との連携を図り、迅速かつ的確に対応します。(生活衛生課)
- 他の都道府県や県内の市町とも積極的に連携を図りながら、情報の共有化や迅速な危機管理、県民への広報、監視・指導などに取り組みます。(生活衛生課)
- 九州・山口各県でつくる「九州・山口地域食の安全安心連携会議*」をはじめ各種会議を通じて、他自治体との連携を図ります。(食品安全・消費生活課、生活衛生課)

第4章 豊かな暮らしの実現に向けて

第1節 環境の保全への配慮

食料自給率*が低い我が国においては、農林水産物が将来にわたって安定的に供給されることが求められており、食生活を支える農林水産業が持続的に営まれる必要があります。

県では、食品の安全確保と食品に対する信頼の確保に向けた取組に加え、環境に配慮した生産活動を推進します。

施策の内容

〔化学肥料・化学合成農薬を低減した栽培の推進〕

- 有機農業や特別栽培など環境への負荷の少ない農業（環境保全型農業*）の取組を推進します。（農業経営課）
- 環境と調和した持続的な農業の展開として、エコファーマー*の育成や特別栽培農産物*・有機農産物*の生産拡大について取り組んでおり、これらの取組により生産された農産物の消費者段階での正しい理解と認知度を高めるため、県の広報誌、県政出前講座*、県のホームページ等を通じて情報提供を行うとともに、各市町広報誌への掲載についても働きかけていきます。（農業経営課）

〔低化学肥料・減農薬に関する調査研究〕

- 生物農薬、抵抗性品種等の利用や化学肥料をできるだけ使用しない環境にやさしい栽培技術の確立に関する研究に取り組みます。（農政課）

〔環境に配慮した養殖業の推進〕

- 本県の良好な漁場環境を将来にわたり維持・保全し養殖漁場を持続的に利用するため、「持続的養殖生産確保計画」に基づく適正な漁場利用を推進します。（水産振興課）
- 漁場環境への負担が少ない藻類・貝類養殖を積極的に推進します。（水産振興課）

数値目標

数値目標設定項目	現状 (H26年度 実績値)	目標年度				
		H28	H29	H30	H31	H32
有機栽培・特別栽培に取り組む面積(ha:累計)	1,609	1,724	1,801	1,887	1,968	2,000

食料自給率：44 ページ参照 環境保全型農業：40 ページ参照
エコファーマー：40 ページ参照 特別栽培農産物：45 ページ参照
有機農産物：47 ページ参照 県政出前講座：41 ページ参照
○環境への負荷の少ない農業の取組については 39 ページに解説

環境保全型農業に関連する諸制度

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(H11)」にもとづき、環境にやさしい農業への取り組みが県知事によって認められた農業者の愛称です。

- 土づくり
- 化学肥料の低減
- 化学合成農薬の低減

以上の各技術を一体的に取り組む取り組み必要があります。

有機JAS農産物

平成11年に改正されたJAS法に基づき、唯一「有機農産物」の表示ができる認証制度です。

- たい肥等での土づくり
- 無化学肥料※ ※播種・植え付け前2年以上。
- 無化学合成農薬※ 使用禁止資材が指定されている
- 遺伝子組み換え技術の不使用

の条件があります。

非常に高い栽培管理技術が求められますが、環境保全への高い効果も期待できます。



長崎県特別栽培農産物

長崎県ではエコファーマーを対象としてさらに環境にやさしい農業を推進するため「長崎県特別栽培農産物認証制度」を設けています。

- 化学肥料を慣行の1/2
- 化学合成農薬（節減対象農薬）

を慣行の1/2 に抑える必要があり、高い栽培管理技術が求められます。



長崎県版GAP

GAPとは、農業生産工程管理といい、農業生産から出荷にいたるまでの各作業ごとに、環境にやさしい取り組みや安全な農産物生産のポイントを整理し、まとめたものについて管理を行っていくものです。

GAPによって環境保全型農業により効果的に取り組むことができます。

県では平成17年度に長崎県版GAP を策定し、その推進・普及につとめています。

第2節 県産食品産業の振興と発展

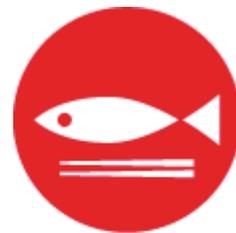
本県においては、食品産業は重要な産業であり、そこで生産・製造される食品が安全であることは言うまでもなく、信頼されることでその振興と発展につながっていきます。

県では、食品業界とも一体となって、平成「長崎俵物」*や「長崎四季畑」*をはじめとするブランド化や6次産業化*を進めています。

施策の内容

〔農林水産物に関する情報提供〕

- 本県農林水産物の旬の情報や安全・安心を消費者にアピールするため、ホームページを通じて平成「長崎俵物」の紹介や直売所、地産地消こだわりの店、長崎県の魚愛用店、郷土料理レシピ等の地産地消*のほか、本県農林水産業に関する情報を積極的に提供し一層の消費拡大を図るとともに、生産及び消費に係る情報を正確に消費者に伝える体制の構築を図ります。
(農山村対策室、漁政課、水産加工・流通室)



長崎がまるごと
美味しい!

長崎県の魚愛用店

〔長崎ブランドの適正表示〕

- 平成「長崎俵物」の認定、「長崎四季畑」の認証及び「長崎県特産品新作展」の募集等に際し、関係課と連携しながら、食品表示の適正化を進めます。
(水産加工・流通室、農産加工・流通室、物産ブランド推進課、食品安全・消費生活課、生活衛生課、国保・健康増進課)



平成「長崎俵物」



長崎四季畑

〔ながさきの「食の魅力」を総合的に発信〕

- 長崎県産品ブランド化・流通戦略本部で策定した基本戦略及び行動計画に基づき、重点PR商品を中心に首都圏、関西圏をターゲットに長崎フェアの開催等により県産品のブランド化を推進します。(物産ブランド推進課)

〔食品製造業の高付加価値化〕

- 県内で付加価値を高める体制づくりと、高付加価値マーケットに合致した商品づくりを推進します。(食品産業・産地振興室)



長崎フェア

長崎県食品の安全・安心推進計画 数値目標一覧

<第3章> 食品の安全・安心確保のための施策

第1節 生産から消費までの安全性の確保

1. 生産段階における安全性の確保

目標項目	基礎値 (H26)	H28	H29	H30	H31	H32	担当課
畜産物の抗生物質の残留検査(検体/年)	300	300					畜産課
養殖カキ検査結果に基づく衛生管理の徹底(指導漁協数/年)	17	24					水産振興課

2. 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全性の確保

目標項目	基礎値 (H26)	H28	H29	H30	H31	H32	担当課
食品営業施設の監視件数(件/年)	22,222	20,000					生活衛生課
食品検査件数(件/年)	2,327	2,300					生活衛生課
食品営業者に対する講習会の受講者数(人/年)	5,045	5,700					生活衛生課
学校給食研修会等参加者数(人/年)	173	300					体育保健課
県立学校給食栄養管理者・調理員等研修会参加者数(人/年)	96	100					体育保健課
食材検査結果の報告対象	20市町 県立13校	21市町/年 県立13校/年					体育保健課
豚枝肉汚染度指標(個/cm ²)	65.5	100未満					生活衛生課
食肉衛生検査データ提供頭数の割合(%/年)	91	94					生活衛生課
食肉衛生検査所情報誌発行回数(回/年)	12	12					生活衛生課
食品販売店舗等巡回調査数(件/年)	280	280					食品安全・消費生活課
無承認無許可医薬品のおそれがある健康食品等の成分検査(検体/年)	20	20					薬務行政室

第2節 より高い安全性を目指した自主的な取組

目標項目	基礎値 (H26)	H28	H29	H30	H31	H32	担当課
衛生管理水準「評価段階」のステップアップした施設数(施設/年)	20	20					生活衛生課
HACCP等認定水産物加工場数(累計)	5	6	7	8	10	12	水産加工・流通室

第3節 食品に関する理解促進と信頼の確保

目標項目	基礎値 (H26)	H28	H29	H30	H31	H32	担当課
「食品の安全・安心と食育のホームページ」アクセス件数(件/年)	18,898	20,000					食品安全・消費生活課
意見交換会等の開催回数(回/年)	11	6	14				食品安全・消費生活課
小中高生を対象とした食品安全教室の開催回数(回/年)	2	3					食品安全・消費生活課
意見交換会等への出席者数(人/年)	672	680	710	740	770	800	食品安全・消費生活課
「びわ太郎食育通信」の発行回数(回/年)	4	4					食品安全・消費生活課
学校給食における県産物使用割合(重量比%/年)	70.4	71					体育保健課

<第4章> 豊かな暮らしの実現に向けて

第1節 環境の保全への配慮

目標項目	基礎値 (H26)	H28	H29	H30	H31	H32	担当課
有機栽培・特別栽培に取り組む面積(累計ha)	1,609	1,724	1,801	1,887	1,968	2,000	農業経営課

施策の内容

第5章 施策の推進体制

県は、食品の安全・安心確保対策を推進するため、庁内の食品の安全・安心確保施策を実施する部局等で構成する食品の安全・安心推進会議を設置し、総合的な調整を図ります。

また、県民の意見を施策に反映させるため、食品の安全・安心条例に基づいて長崎県食品安全・安心委員会を設置し、計画の進捗状況を報告し、意見等を求めることとしています。

1. 食品の安全・安心推進会議での総合調整

庁内の食品の安全・安心確保施策を実施する部局からなる食品の安全・安心推進会議において、全庁的な総合調整を行い、計画を推進します。

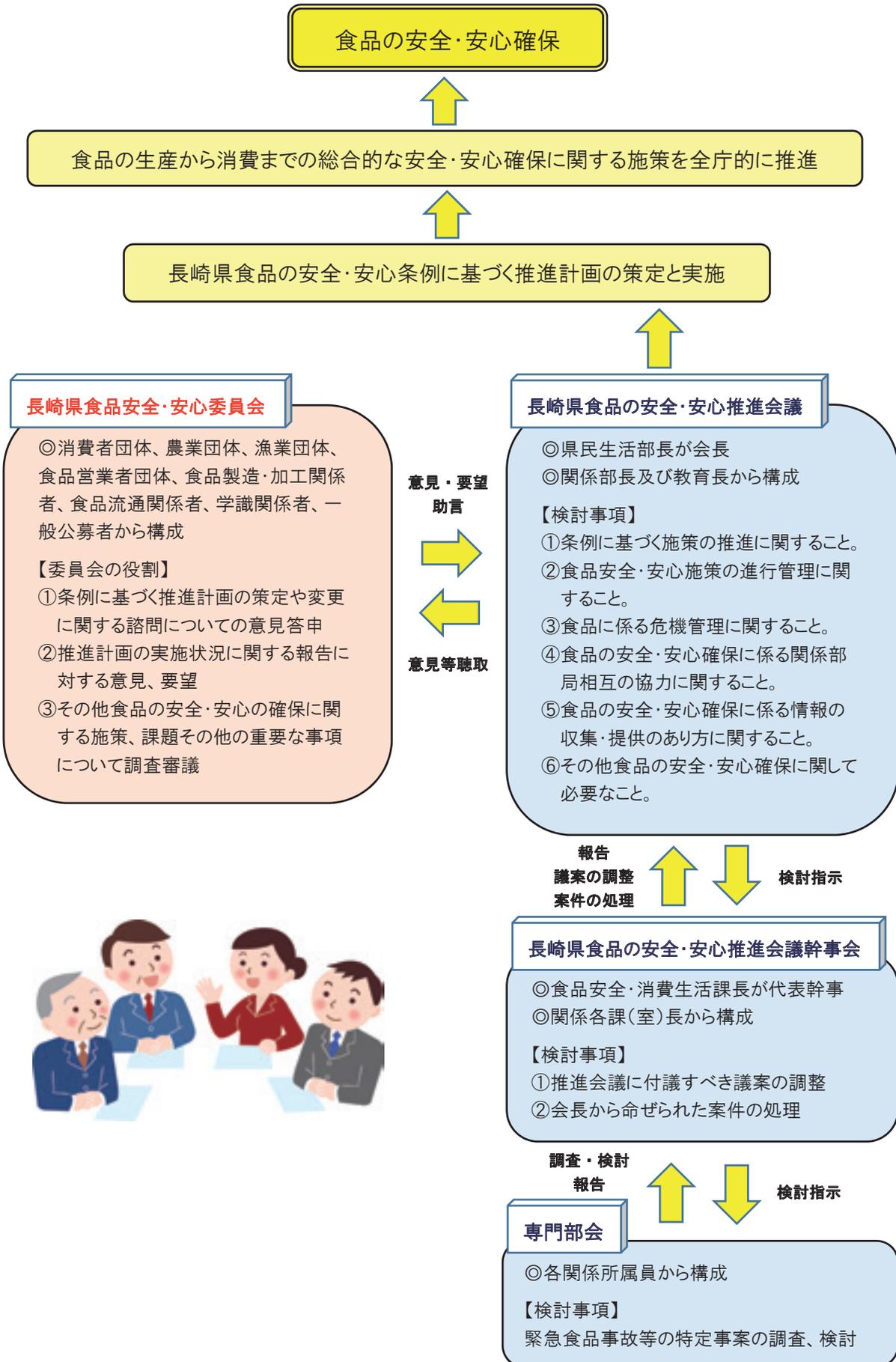
2. 長崎県食品安全・安心委員会への報告

食品の安全・安心確保施策を円滑に推進し、かつ、県民の意見を施策に反映させるため、消費者団体、農業団体、漁業団体、食品営業者団体、食品製造・加工関係者、食品流通関係者、学識経験者及び一般公募者で構成する「長崎県食品安全・安心委員会」を設置し、計画の実施状況を報告するとともに意見等を求めます。

3. 進行管理及び実施状況の公表

毎年、食品の安全・安心推進計画に掲げる数値目標等に基づき進行管理を行い、実施状況を公表します。

長崎県における食品の安全・安心確保の進め方



推進体制



参 考 资 料

各種解説

食品のリスクと安全

「食品のリスク」とは、好ましくないことが起こる「可能性」のことであって、危険性があるかないかではありません。

一方、「食品の安全」とは、リスクがゼロという意味ではなく、リスクが「許容できる程度に低い状態」を指します。

言い換えれば、食品が安全かどうかは、その食品にリスクがあるかないかではなく、その食品に含まれるリスクの量で決まるということになります。

リスク評価とリスク管理

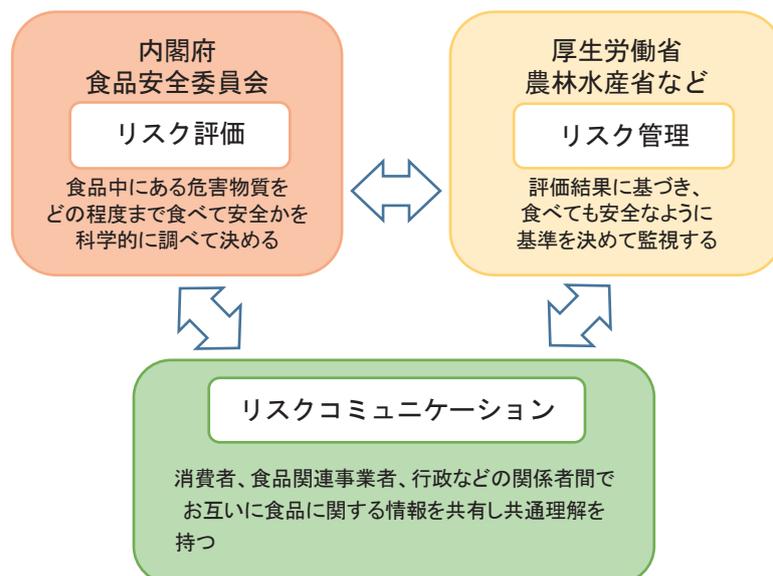
リスク評価とは、食品に含まれる可能性のある病原菌、添加物や農薬などの危害要因が人の健康に与える影響について評価を行うことで、食品中の危害要因を摂取することによってどの位の確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価することをいいます。

我が国唯一のリスク評価機関として内閣府に設置された食品安全委員会で、科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に評価が行われています。

この評価結果に基づき、厚生労働省や農林水産省等の国の機関、都道府県等のリスク管理機関は、食品の安全性確保のための施策を策定し、監視や検査等を実施します。

リスクコミュニケーションとは

リスクコミュニケーションの考え方は、環境や危機管理の分野でも取り入れられていますが、食品の安全に関するリスクコミュニケーションとは、食品に「どんなリスクがあるのか」「どの程度のリスクなのか」「それにどう対応するのか」を伝えること、感覚と科学的思考（客観的事実）をつなぐ作業と言えます。リスク対象及びそれへの対応について、関係者間が情報・意見を交換し、その過程で関係者間の相互理解を深めて信頼を構築する活動であり、関係者間が一堂に会した意見交換のほか、さまざまな媒体を通じた情報発信等も含まれます。



リスク分析の3要素（リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション）

HACCP (ハサップ) とは

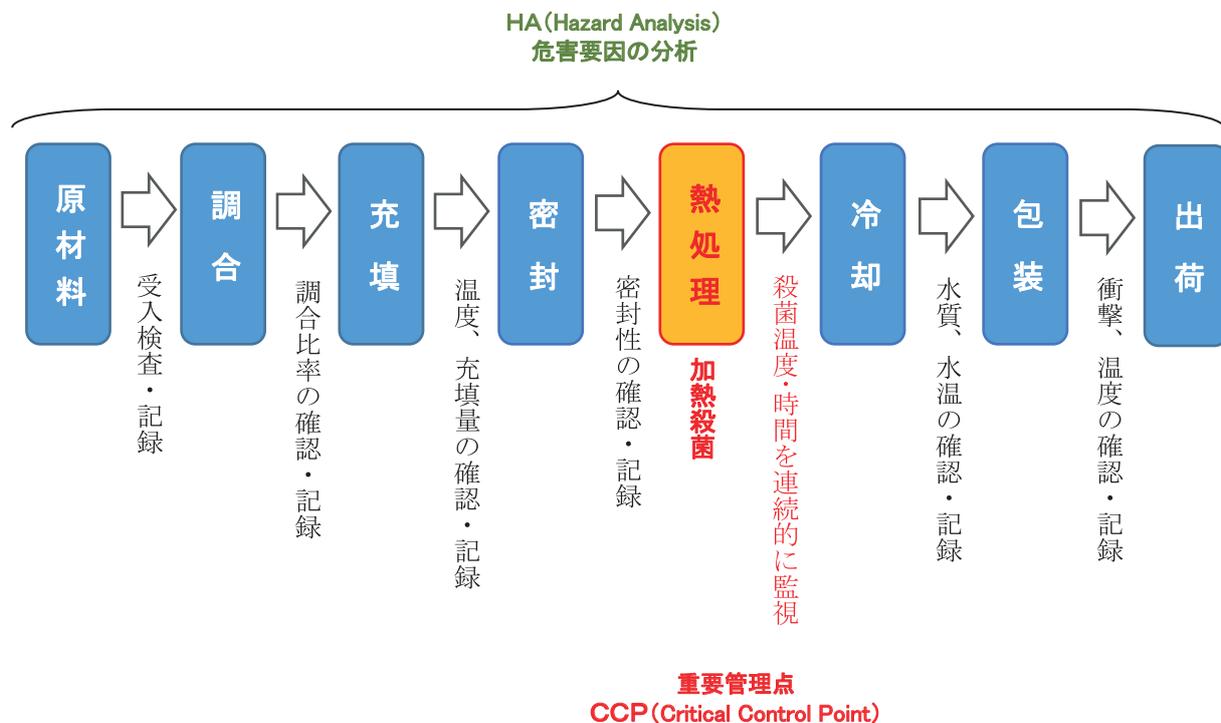
Hazard Analysis and Critical Control Point の頭文字 HA (危害分析) と CCP (重要管理点) からなる言葉で、ハサップなどと呼ばれます。

従来は、製造する環境をきれいにして、清潔に取り扱えば安全な食品が製造できるとの考えで、製造環境の整備や衛生の確保に重点が置かれ、最終製品の抜き取り検査（微生物の培養検査等）により確認が行われてきました。しかし、それでは全ての製品の安全性は担保することはできませんでした。

それに対して、HACCPによる衛生管理手法は、食品の製造・加工工程の原材料の受入から最終製品となるまでのあらゆる段階で、発生するおそれのある危害（微生物による汚染や異物の混入など）をあらかじめ分析し、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればそれを防いでより安全な製品を得ることができるかという管理点を定めて連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を担保するものです。

HACCPによる衛生管理手法は、米国で宇宙食の安全性を確保するために開発され、今では国際的に認められた衛生管理方式となっており、経験や勘に頼らないで、衛生、品質の両面で安定した製品を作ることができることからクレームやロスが減る、取引においてもPRできるなどといったメリットがあります。

< HACCPによる管理の例 >



(厚生労働省HPを基に作成)

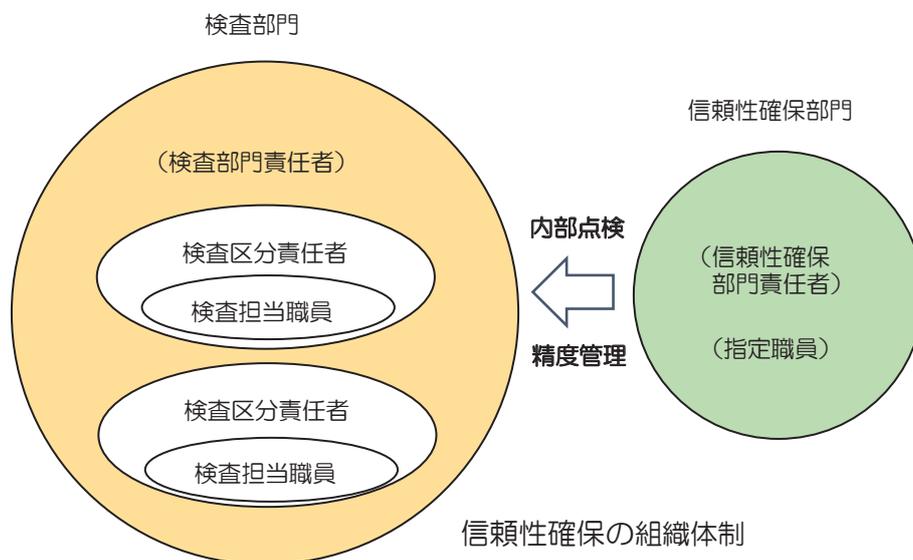
食品検査の信頼性確保

保健所をはじめとする食品衛生検査施設での食品の検査においては、検体の採取・運搬・保管から検査の実施、検査機器の保守管理、検査試薬の管理など、業務のすべてをマニュアル化（標準作業書）し、作業内容を記録・保管することにより、検査に関するすべての業務の信頼性が確保されています。このような検査に関する業務管理のことをGLP（Good Laboratory Practice）といいます。

検査に関する全ての業務が標準作業書に基づいて適正に行われているかを確認するため、信頼性確保部門を置いて、食品の採取・搬送・保存管理の記録、検査実施の記録、検査機器の保守管理記録、検査試薬の管理記録、検査通知書等の点検を、検査部門とは独立した信頼性確保部門の責任者が行います。このことを内部点検といいます。

また、既知の検査対象物（細菌、食品添加物等）を混入した模擬食品を検査担当者が測定し、検査担当者の技能を定期的に評価する精度管理も行っており、信頼性確保部門責任者が行う精度管理を内部精度管理、外部機関に依頼して実施するものを外部精度管理といいます。

都道府県等が設置する食品検査施設には、GLP（試験検査業務の適正管理運営基準）に基づき食品等の検査を行うことが食品衛生法で義務付けられています。



GAP（農業生産工程管理）とは

【農業従事者として遵守、または従うべき規範群】

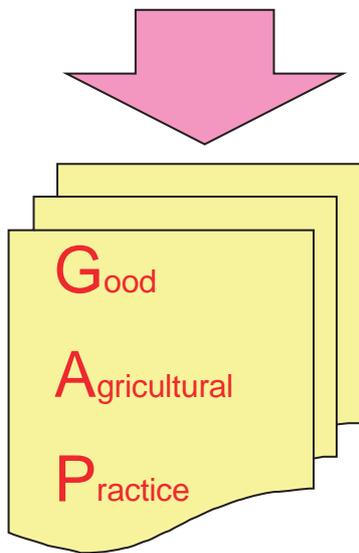
日本の法律: 食糧・農業・農村基本法、食品衛生法、農薬取締法、環境基本法、廃棄法、労働安全衛生法など

行政指針等: 都道府県の施肥基準、農薬の飛散低減対策、農作業安全のための指針など

世界的基準・法律: コーデックス基準、海外の食品衛生法（農産物輸出時）など

時代の要請や良識として従うことが望ましい規範:

環境保全型農業推進憲章、野生動植物の保護、消費者の生産者に期待される生産方法、消費者が特に問題としている事項、企業（自社または取引先）の理念など

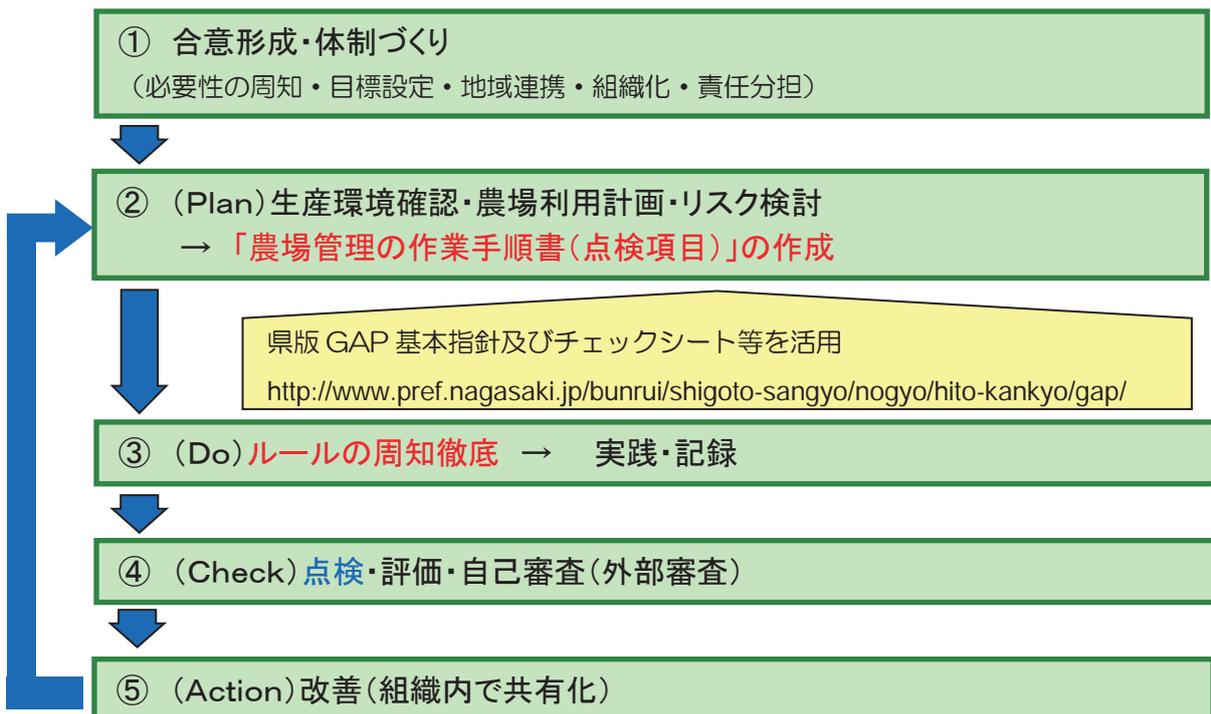


- ・ これらを遵守するために、日々の農場管理という仕事の中で実施すべき管理基準を定めたものが GAP（良い農業の実施（基準））である。
- ・ 農業という生業を行ううえで法令順守項目を、農場管理という具体的手段にしたもの。
- ・ 良い農業を実践するために、農業者・JA 等の生産者団体を手助けする手法。

具体的な管理項目の設定の考え方

- 現場で継続的に実施可能な内容であること
- 消費者や実需者から信頼が得られる基準であること
- 第三者による外部チェック等、透明性のある仕組み

GAP導入・実践の流れ

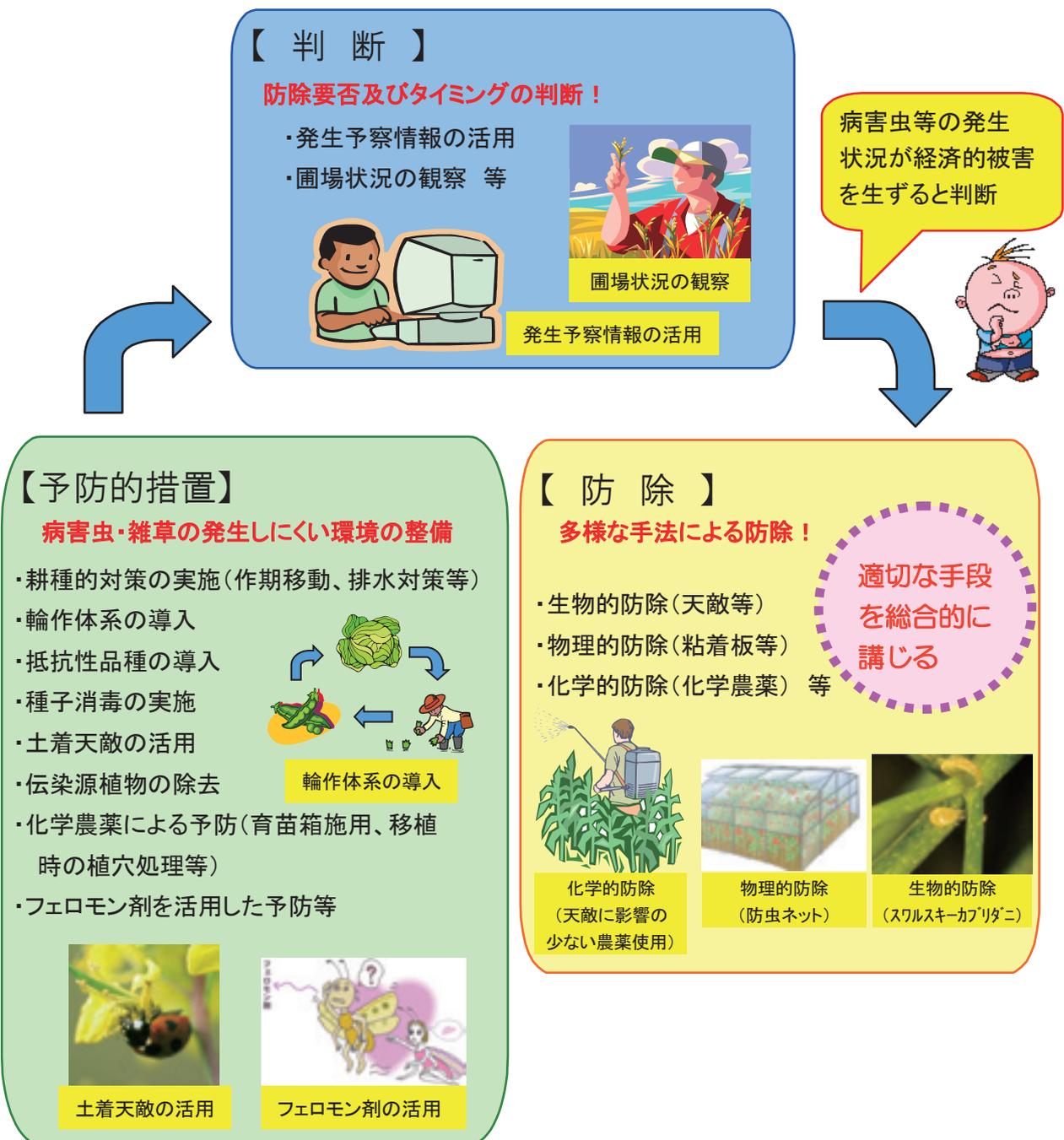


環境への負荷の少ない農業の取組について

現在、国内で使用されている化学農薬は、人の健康や食品の安全性、環境への影響を厳しく評価した上で登録されており、使用基準に定める使用方法を遵守していれば、人の健康や環境に対して悪影響を与えるものではありません。

しかしながら、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業生産活動に伴う化学農薬の使用については、細心の注意を払い、かつ、必要最小限に抑える取組が必要不可欠になってきました。このため、従来から病害虫による被害を抑えるための手段を総合的に講じ、人の健康へのリスクと環境への負荷を軽減するための概念として、総合的病害虫管理(Integrated Pest Management : IPM) が提唱され、本県においてもIPMの取組を推進しています。

総合的病害虫・雑草管理(IPM)の体系



用語解説

【あ行】

エコファーマー (P28)

都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。

S N S (P3, 21)

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

N P O (P26)

《Non Profit Organization》の略。民間の非営利組織のことで、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）において、社会の多様化したニーズに応えるため、自発的・自立的な社会貢献活動を行う団体。

【か行】

海外悪性伝染病 (P10)

口蹄疫等の本来日本に存在しない家畜伝染病のうち、国内に侵入した場合、畜産及び国民の社会生活上に重大な影響を及ぼすおそれの強い悪性の伝染病。

外部精度管理 (P17)

試験検査業務の適正管理運営基準（G L P）が導入された食品衛生検査施設において、データの信頼性をシステムとして確保するために実施するもので、外部機関により食品衛生検査施設の検査精度を評価するもの。

学校給食における地場産物使用推進週間 (P24)

県が定めている6月・11月の県産品愛用運動推進月間及び地産地消強調週間にあわせて設定し、学校給食で地場産物を使用した料理や、郷土料理の実施等をとおして、児童生徒の郷土理解を深めるための指導等を行う。

環境保全型農業 (P28)

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

カンピロバクター (P16)

家きんや家畜の腸管内に生息する細菌で、本菌に汚染された食品、飲料水の摂取によってヒトに感染し、100個程度と比較的少ない菌量で感染が成立することが知られている。生肉や加熱不十分の肉が原因となる場合が多く見られ、ノロウイルスと並んで食中毒の原因物質の上位を占めている。

管理運営基準 (P26)

食品衛生法に基づいて「長崎県食品衛生に関する条例」で定められた、施設設備の衛生管理、食品の取扱い、食品取扱者の衛生管理など、公衆衛生上講ずべき措置についての基準。

九州・山口地域食の安全安心連携会議 (P27)

食に関する危機発生時に、九州・山口各県間で情報の共有化を図り、広域的に連携し、迅速かつ的確に対応するため、平成17年8月に設置。食の安心・安全に関する情報交換を行うとともに、危機発生時の情報伝達訓練を実施している。

景品表示法 (不当景品類及び不当表示防止法) (P13)

不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律。不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示は不当表示として禁止されている。

計量法 (P13)

計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的としている。計量の単位や計量器、商品を販売する場合の計量などについて、計量法では、①正しい計量器の供給、②正しい計量器の使用、③正しい計量の実施、④計量思想の普及など、四つの柱を基本に定めている。

検疫所 (P12)

港湾や空港で海外から持ち込まれた、もしくは海外へ持ち出す動物や食品等が病原体や有害物質に汚染されていないかを検査する国の機関。

健康食品 (P, 3, 13, 26)

健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指している。そのうち、国の制度としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」がある。

県政出前講座 (P22, 28)

おおむね20人以上の県民が参加するグループや会合等を対象に、県民からの申込みを受けて、県の事業や施策等について、県職員が直接出向いて説明し、意見交換を行う講座。

【さ行】

サルモネラ (P5)

主に動物の消化管に生息する腸内細菌の一種。多くの種類を含み、その一部が食中毒の原因となり一般的にサルモネラと呼ばれている。対策としては、二次汚染防止、冷蔵保存、加熱調理等食中毒予防の基本を守ることが重要。

G A P (P19)

《Good Agricultural Practice》の略。生産者自らが、農業生産行程の全体を見通して、環境保全対策や農産物の安全対策など様々な観点から注意すべき管理点（点検項目）を定め、これに沿って農作業を実施・記録し、検証を行って農作業の改善に結びつけていく手法。

G L P (P17)

《Good Laboratory Practice》の略。食品衛生検査施設においてデータの信頼性を確保するための実施基準。

消費者庁 (P1, 27)

消費者行政の一元化を図るため、平成21年9月に「消費者行政の司令塔」として設置された。消費者庁では、情報を一元的に集約し、調査・分析、消費者への情報提供を行うほか、事業者に対する支援・指導、立入検査や勧告、命令を行う。また、関係省庁に対して措置の改善を勧告する権限もある。

食品衛生法 (P8, 17, 19)

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律で、食品や添加物等の規格基準、衛生管理、営業の許可、行政による監視指導等について規定されている。

食生活改善推進員 (P24, 26)

市町が開催する食生活改善推進員養成事業を修了した者で、健康づくりのための食生活を通じたボランティア活動を行う者。

食中毒注意報 (P18)

毎年6月16日から9月15日の期間において、食中毒が発生しやすい気象条件が成立し食中毒の多発が予想される場合に、食中毒防止の注意喚起と食品衛生に対する関心の高揚を図る目的で県が発令。

食品安全委員会 (P27)

食品安全基本法に基づき内閣府に設置された委員会で、健康への悪影響について科学的評価（食品健康影響評価）を実施し、それに基づいた勧告を行うほか、消費者、食品関連事業者などへの関係者相互における幅広い情報や意見の交換、重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応を行う機関。7名の委員から構成され、その下に専門調査会が設置されている。

食品衛生監視員 (P12, 19)

食品衛生法第30条に基づき都道府県知事等が任命し、食品衛生法に規定された業務や食品衛生に関する指導を行う者。保健所においては、食品検査、食中毒調査、食品製造業や飲食店などの監視・指導等を行っている。

食品衛生監視指導計画 (P4, 8, 12)

食品衛生法第24条に、都道府県知事等は年度毎に食品衛生監視指導計画を定めること等が規定されており、長崎県においても平成16年度より食品衛生監視指導計画を策定し、これに基づき計画的かつ効率的に食品検査や食品事業者の監視指導を行っている。

食品衛生協会 (P26)

長崎県食品の安全・安心推進計画の中では、公益社団法人長崎県食品衛生協会のことを指し、昭和36年社団法人日本食品衛生協会の長崎県支部として設立された団体。食品衛生思想の普及など、自主管理活動のさらなる発展を図るために、食品衛生講習会の開催や食品衛生指導員による巡回指導などを行っている。

食品衛生月間 (P26)

食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図ることを目的として、毎年8月を食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生思想の普及・啓発をより強力に推進している。

食品添加物 (P12)

食品の製造過程で、または食品の加工や保存の目的で食品に添加、混和などの方法によって使用するもので、製造や加工に必要な製造用剤、風味や外観をよくする甘味料や着色料、保存性をよくする保存料や酸化防止剤、栄養強化剤等がある。

食品110番 (P13)

食品表示全般及び食品衛生等に関する県民からの苦情・相談・照会等を受け付ける直通電話制度。食品安全・消費生活課に設置しており、違反の疑い等があれば当該法律を所管している部局による調査を実施する。フリーダイヤル (0120-492574 : 食事故なし)

食料自給率 (P28)

国内の食料消費について国産でどの程度まかなえているかを示す指標であり、示し方としては、単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で計算した総合食料自給率の2種類がある。通常、我が国の食料自給率として使用されているカロリーベースの総合食料自給率は、近年40%前後で推移している。

飼料添加物 (P5)

飼料添加物とは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において、①飼料の品質の低下の防止、②飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、または③飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を図るために、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられるもので、農林水産大臣が指定するものと定義されている。

飼料添加物には、アミノ酸、ミネラル、酵素、抗菌性物質などがありますが、個々の成分規格ならびに製造などの方法および表示の基準が定められており、これに適合しないものは飼料に添加することができない。

信頼性確保部門 (P17)

検査部門から独立し、食品衛生検査施設の内部点検・精度管理及び外部精度管理調査の実施等の事務を行う組織で、食品衛生法施行規則第37条に、地方自治体等の食品衛生検査施設における業務管理が定められている。

成分規格基準 (P12)

食品衛生法では、食品や添加物について、個別の成分規格や安全を確保するため製造、保存、使用の基準が定められており、規格や基準に適合しない製品は、製造、使用、販売が禁止されている。

総合衛生管理製造過程 (P19)

H A C C P の概念を取り入れ衛生管理を行う製造施設に対する厚生労働大臣による承認制度。現在、乳、乳製品、清涼飲料水、食肉製品、魚肉練り製品、レトルト食品を加工・製造する施設が対象となっている。

【た行】

対EU・対米輸出水産食品製造施設 (P19)

EUや米国に水産食品を輸出する場合にあっては、それぞれの定めた要件に適合しなければならないこととされており、都道府県等がH A C C P をはじめとした諸要件を満たしていることを確認した認定施設のこと。

地産地消 (P24, 25, 30)

地域で得られる農作物や水産品をその地で消費すること。

地産地消強調週間（P25）

県内でつくられた食品や工芸品などをより多く使うように県民に呼びかける「県産品愛用運動推進月間」は、毎年6月、11月となっており、その6月、11月の各月のうち、多くの県民がそれぞれ「地産地消」をよく考えてみようという7日間。

腸管出血性大腸菌（P3, 18）

大腸菌は、動物や人の腸管の常在菌である。大腸菌の一種である腸管出血性大腸菌はベロ毒素を産生し、人に出血性腸炎等を起こす。少量の菌でも感染性があり、感染症法では3類感染症に分類される。調理従事者が感染した場合、菌の陰性確認まで就業制限がかかる。

動物用医薬品（P5, 8）

牛、豚、鶏等の家畜や養殖魚などに対して、病気の治療や予防のために飼育段階で使用される抗菌性物質、ホルモン剤、駆虫剤等の医薬品の総称。動物用医薬品が残留した畜産物などによる人の健康への悪影響を未然に防止するため、その使用方法や投与してから出荷までの期間、食品中の残留基準値などが、医薬品医療機器等法、飼料安全法、食品衛生法などの法令により規定されている。

特別栽培農産物（P28）

生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のこと）に比べて、化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。

トレーサビリティ（P5）

食品の流通経路情報（食品の流通した経路及び所在等を記録した情報）を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組。

【な行】

長崎県健康づくり応援の店（P24）

県民一人ひとりが健康づくりに取り組むことができるような環境整備を目的として、栄養成分表示やヘルシーメニューの提供に取り組んでいる飲食店等として登録された店。

長崎県食育推進計画（P24）

長崎県及び長崎県食育推進県民会議が、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民運動として展開させ、県民一人ひとりが自らの食について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう策定した計画。平成18年10月に策定し、現在は平成28年3月に策定した第三次計画により推進している。

長崎四季畑 (P30)

長崎県産農産物を原料として使用し、県が認証したブランド農産加工品。

ながさき地産地消こだわりの店 (P25)

地産地消にこだわって、年間を通じて概ね60%以上は県産食材を用いた料理を提供していること、県産食材の使用をメニュー表示等によりPRしていること等の要件を満たしているとして県の認定を受けた飲食店等。

「ながさきHACCP」(P19)

HACCPの考え方による衛生管理を長崎県内の給食施設や地場産品製造施設に普及させるため、独自のマニュアルを作成して評価を行いながら、食品事業者へ導入を進めている事業で、導入施設に対しては評価マークの使用を認め、申請があれば県のホームページへ掲載する。

農薬管理指導士 (P5)

農薬使用者に直接接する農薬販売業者、ゴルフ場管理責任者等の指導的立場にある者に対して、農薬に関する専門的な研修を実施・試験を課し、その合格者を県が農薬管理指導士として認定している。

ノロウイルス (P16)

ノロウイルスは、冬季の「感染性胃腸炎」の原因となるウイルスで、ヒトの腸管で増殖し、おう吐、下痢、腹痛などを起こす。カキなどの二枚貝の他に、手指を介してノロウイルスに汚染された様々な食品が原因で食中毒となる場合も多く見られ、食中毒の原因物質の上位を占めている。

【は行】

HACCP (P10, 19)

《Hazard Analysis and Critical Control Point》の略。食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法。最終製品検査では製品の一部の安全確認しか出来ないが、工程を管理することで全ての製品の安全が担保できる。

発生動向調査 (P16)

発生動向調査は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて、各都道府県、政令指定都市、中核市等がそれぞれの地域における患者情報及び病原体情報を収集・解析し、これらの情報を関係機関に公表するもの。

平成「長崎俵物」(P30)

長崎県で水揚げされた旬の魚介類を使用するなど「長崎らしさ」を生かした水産加工食品。厳格な品質管理で高い信頼性を有する本県水産加工品のトップブランド。

ポジティブリスト制度 (P6)

基準が設定されていない農薬等（農薬、動物用医薬品、飼料添加物）が一定量以上残留する食品等の販売を原則禁止する制度（食品衛生法）。全ての農薬に残留基準値が設定（基準は従来
の残留基準、暫定基準がない場合、一律基準の0.01ppmが設定された）。平成18年5月29日から施行。

【ま行】

無承認無許可医薬品 (P13, 21)

医薬品医療機器等法においては、医薬品を製造したり、輸入したりするためには、その成分、
効能、副作用等の審査を受け、品目ごとに承認を受ける必要がある。また、製造や輸入を行う
場所ごとに許可が必要であり、この承認や許可を受けていないものを「無承認無許可医薬品」
と呼ぶ。近年、いわゆる健康食品と称して販売されている製品の中に医薬品成分が含有され、
それらの製品を服用したことによる健康被害の発生事例が全国的に報告されるなどの問題が
起きている。

モニタリング検査 (P8)

食品の衛生上の様々な状況を定期的に把握することを目的として行う試験検査。

【や行】

薬局における相談応需 (P26)

一般用医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康に関する相談を行い、薬局利用者
の状況や一般用医薬品、健康食品等の特性を十分に踏まえ、一般用医薬品、健康食品等が適切
に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき説明すること。

有機農産物 (P28)

農薬や化学肥料を原則として使用せず、堆肥などによって土づくりを行った水田や畑で栽培
された農産物。「有機農産物」と表示して販売するためには、国が認めた登録認定機関による
有機 JAS 認定を取得する必要がある。認定を受けた商品は有機 JAS マークを貼付して販売す
ることができる。有機 JAS 規格を満たすには、水稻や野菜など一年生作物は植え付けや種まきの
前2年以上、果物などの多年生作物については3年以上、禁止されている農薬や化学肥料を使
用していない水田や畑で栽培された農作物であることが求められる。

【ら行】

リスクコミュニケーション (P4, 22)

食品にあるリスクについて、消費者、食品関係事業者、行政等の関係者間で情報・意見を交換し、その過程で相互理解を深め信頼を構築する活動。

6次産業化 (P30)

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を活かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。農家などが、加工や販売・サービスまで行って農林水産物の付加価値を高めることで、地域活性化を図りつつ、所得向上や雇用創出につなげることも期待されている。

長崎県食品の安全・安心条例(長崎県条例第 59 号)

目次

前文
第 1 章 総則 (第 1 条—第 7 条)
第 2 章 食品の安全・安心の確保の推進に関する施策
第 1 節 推進体制 (第 8 条—第 12 条)
第 2 節 食品の安全・安心の確保のための施策 (第 13 条—第 18 条)
第 3 節 食品関連事業者の自主的な取組の促進 (第 19 条—第 21 条)
第 4 節 食品に関する理解の促進と信頼の確保 (第 22 条—第 24 条)
第 3 章 長崎県食品安全・安心委員会 (第 25 条)
第 4 章 雑則 (第 26 条)
附則

私たちは、食により生命を維持し、自己の生活にかなう食品を食して豊かさを実感するが、食品の安全性を信頼することではじめて、食生活の安心を得ることができる。

また、食品は、生産、製造、加工、流通、販売等の行程に携わる人びとのたゆまぬ努力に加え、科学技術の進歩、国際化の進展等により、国内外からもたらされる多種多様な食品が日々の食卓を彩り、私たちは、より豊かな食生活を享受できるようになった。

しかしながら、今なお、食品の安全性や信頼を損なう事態がしばしば発生し、また一方では、氾濫する情報が消費者のみならず食品関連事業者も困惑させ、さらには風評被害や食品ロスへとつながることも懸念される。そのため、食品関連事業者の食品の安全・安心の確保に向けた一層の取組、行政による関係施策の充実、消費者のより正しい理解が求められている。

もとより、食品は、農場、漁場等で自然の恵みを直接受け生産されるものも多く、その恵みを持続させ、同時に食品の安全性を高めるには、農林漁業が環境に常に配慮しながら営まれる必要がある。当然、環境への配慮は、農場及び漁場以外の食品に関わる現場でも欠かせない。

また、県内各地で、多様な地理的・気象的条件のもと、それぞれの特性を生かした農林水産物が生産されるとともに、地域の歴史、伝統等と相まって独自の食文化や地場産品を生み、食を活かした地域活性化の取組等も次々に編み出されるなど、食品に関連する産業の裾野は広範に及ぶ。

したがって、県産食品に対する信頼性の向上は、広く産業の振興にも寄与するものであり、今後、人々を呼んで栄える観光立県としての地位を更に高め、また、県産食品の販路拡大やブランド化等の高付加価値化により更なる所得向上を目指す際にも、必須の要件となる。

ここに、私たちは、安心して日々の豊かな食生活を送るとともに、美しい県土と海域を次世代へ継承しつつ広く食品関連産業の振興を図るため、県、関係事業者、県民全てが各々の責務と役割を積極的に果たすことにより、食品の安全・安心の確保を推進することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、食品の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、それぞれの責務及び役割を積極的に果たすことにより、生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階における食品の安全・安心の確保のための施策、関係者間の相互理解を深めるための施策等を総合的に推進し、もって安全かつ安心な食品の生産及び供給の確保を図ることにより、県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品の安全・安心の確保 食品に係る安全性の確保及び県民をはじめ本県の食品を喫食する全ての消費者（以下「県民等」という。）からの信頼の確保をいう。
- (2) 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 2 条第 1 項に規定する医薬品及び同条第 2 項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。
- (3) 食品等 食品並びに添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定するものをいう。）、器具（同条第 4 項に規定するものをいう。）、容器包装（同条第 5 項に規定するものをいう。）及び食品の原材料として使用される農林水産物をいう。

- (4) 生産資材 肥料（肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）、農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。）、飼料（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）、飼料添加物（同条第 3 項に規定するものをいう。）、動物用医薬品（医薬品医療機器等法第 83 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。）その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。
- (5) 食品関連事業者 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 8 条第 1 項に規定する食品関連事業者をいう。
- (6) 生産者 食品関連事業者のうち農林水産物の生産（採取を含む。）の事業を営む者及びこれらの者で構成される団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が、次に掲げる認識の下、食品等の生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階において適切に行われなければならない。

- (1) 県民等の健康の保護が最も重要であること。
- (2) 本県の食品の安全性の確保及び向上は、食品関連産業の振興及び県民生活の豊かさの向上にもつながること。
- 2 食品の安全性が確保されているかどうかの判断は、科学的根拠に基づき行われるべきものであり、食品に対する県民等の信頼確保のための施策は、食品を摂取する消費者の視点に立って必要な措置が講じられることを旨として、行われなければならない。
- 3 食品の安全・安心の確保は、県、食品関連事業者及び県民が、それぞれの責務及び役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（食品関連事業者の責務）

第 5 条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

- 2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、食品に対する県民等の信頼を確保するため、関係法令、条例等（以下「関係法令等」という。）を遵守することはもとより、食品関連事業者としての倫理に従い、その事業活動を行うよう努めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
- 4 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の役割）

第 6 条 県民は、基本理念にのっとり、食品の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、食品に関する適切な判断力を養うよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する食品の安全・安心の確保に関する施策に協力し、及び意見を表明するよう努めること等によって、食品の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

（環境の保全への配慮）

第 7 条 県は、食品の安全性の確保に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境に配慮して行わなければならない。

- 2 県は、環境と調和した持続的な農林漁業を推進するため、環境への負荷の少ない生産方式の開発及びその普及のための施策を講じるものとする。
- 3 食品関連事業者は、自らが行う事業活動が環境に影響を与えることを認識し、その影響に配慮した事業活動に努めるものとする。
- 4 県民は、食品関連事業者が果たしている食品の安定供給、自然環境の保全等多面的機能に関する理解を深め、当該機能に配慮した消費活動に努めるものとする。

第2章 食品の安全・安心の確保の推進に関する施策

第1節 推進体制

(推進計画)

第8条 知事は、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 生産から消費に至るまでの一連の食品供給行程の各段階における食品の安全・安心の確保に関する施策

(2) 食品関連事業者の自主的な食品の安全・安心の確保のための取組の促進に関する施策

(3) 県民に対する食品の安全・安心への理解の促進に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために

必要な事項

3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、長崎県食品安全・安心委員会に諮問しなければならない。

4 知事は、推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年度、推進計画の実施状況を長崎県食品安全・安心委員会に報告し、かつ、これを公表するものとする。

(関係機関との連携)

第9条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、国、他の都道府県、市町その他関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(関係者との連携及び協働)

第10条 県は、食品関連事業者、県民、消費者団体その他の関係者と連携し、又は協働して、食品の安全・安心の確保に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(危機管理体制の整備)

第11条 県は、食品の安全・安心の確保に重大な影響を及ぼす事態の発生を未然に防止し、又は当該事態が発生した場合において迅速かつ適切に対処するための体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする。

(調査研究の推進)

第12条 県は、食品の安全性の確保に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、必要な調査研究を推進するものとする。

第2節 食品の安全・安心の確保のための施策

(食品の安全性の確保のための措置)

第13条 知事は、食品等の生産から販売に至るまでの一連の食品供給行程の各段階において、食品の安全性を確保するため、食品衛生法その他関係法令等に基づき、監視、指導、検査等を実施し、必要な措置を講じるものとする。

(適正な食品表示の確保)

第14条 知事は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の関係法令に基づき、食品表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講じるものとする。

(出荷の制限)

第15条 生産者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

- (1) 農薬取締法第 11 条の規定により使用を禁止され、又は同法第 12 条第 1 項に規定する基準に違反して使用された農薬が使用された農林水産物である場合
- (2) 医薬品医療機器等法第 83 条の 3 の規定により使用を禁止された医薬品等が使用された農林水産物である場合
- (3) 食品衛生法第 11 条に規定する規格基準に適合しない農林水産物である場合

(立入検査)

第 16 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、生産者から必要な報告を求め、又は職員に農林水産物の生産活動の場所その他の必要な場所へ立ち入らせ、若しくは検査をさせることができるものとする。

- 2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

第 17 条 知事は、第 15 条各号のいずれかに該当する事実が認められたときは、当該農林水産物の生産者に対し、当該農林水産物の出荷の停止その他必要な措置をとるよう勧告をすることができる。

- 2 知事は、安全な農林水産物を供給するため、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定により公表をしようとする場合には、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、公益上、緊急を要する場合は、この限りでない。

(危害情報の申出)

第 18 条 人の健康に悪影響が生じ、若しくは生じる疑いのある食品等又は生産資材に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令等の規定により、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは適切な措置を講じるものとする。

第 3 節 食品関連事業者の自主的な取組の促進

(自主的な安全・安心の確保の取組の促進)

第 19 条 食品関連事業者は、法令等の遵守により食品の安全性を確保することはもとより、その安全性をより向上させるため、自らが行う食品等の生産、製造、加工、調理又は販売の各工程における課題を認識し、必要に応じ改善し、管理項目を定める等、自主的な管理水準の向上に努めなければならない。

- 2 食品関連事業者は、その事業活動を行うに当たり、食品を摂取する消費者の視点に立った情報の提供の充実に努めるものとする。
- 3 県は、食品の安全・安心の確保に関する食品関連事業者の自主的な取組を促進するため、技術的な助言、指導等必要な支援を積極的に行うものとする。

(問題発生時の申出)

第 20 条 食品関連事業者は、生産、製造、輸入、加工、調理又は販売した食品等について、関係法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実を認めた場合において、直ちに必要な対策を講じるとともに、規則で定めるところにより、速やかにその内容を県に対し申し出るよう努めるものとする。

- 2 県は、前項の規定による申出があった場合は、適切に助言を行うなど積極的に相談に応じなければならない。

(自主回収の報告)

第 21 条 食品関連事業者は、前条第 1 項に規定する対策として食品等の自主的な回収を行う場合は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告を受けた場合は、適切な助言、指導等を行うものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定による報告を受け、その内容を県民等に周知する必要があると認める場合は、当該情報を公表することができる。

第4節 食品に関する理解促進と信頼の確保

(情報の収集及び提供)

第22条 県は、食品の安全・安心の確保に関する情報の収集及び整理を行い、食品関連事業者及び県民に対し、正確かつ適切な情報の提供を行うものとする。

(相互理解の増進等)

第23条 県は、食品の安全・安心の確保の推進に関し、県民、食品関連事業者その他の関係者間において、相互理解を増進し、信頼関係を構築するため、情報及び意見の交換の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(食育及び地産地消に関する施策との連携)

第24条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策の推進に当たっては、食育及び地産地消に関する施策と連携して行うものとする。

第3章 長崎県食品安全・安心委員会

(長崎県食品安全・安心委員会)

第25条 県は、食品の安全・安心の確保に関する施策を円滑に推進し、かつ、県民の意見を施策に反映させるため、長崎県食品安全・安心委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) この条例によりその権限に属する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食品の安全・安心の確保に関する施策、課題その他の重要な事項について調査審議すること。

3 委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 消費者

(2) 食品関連事業者

(3) 学識経験者

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、第3項第3号に規定する学識経験者のうちから定める。

6 副委員長は、委員の互選により定める。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第14条の規定（食品表示法に係る部分に限る。）は、施行日又は同法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例の廃止)

2 人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例（平成15年長崎県条例第70号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日前に前項の条例（以下「旧条例」という。）の規定によってした立入検査、出荷停止等の勧告、公表その他の行為であって、旧条例に相当の規定があるものは、この条例の相当の規定によってしたものとみなす。

長崎県食品の安全・安心推進会議設置要綱

(目的)

第1条 長崎県食品の安全・安心条例（以下「条例」という。）に基づき、食品の安全・安心確保対策を推進するため、長崎県食品の安全・安心推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 条例に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 食品安全・安心施策の進行管理に関すること。
- (3) 食品に係る危機管理に関すること。
- (4) 食品の安全・安心確保に係る関係部局相互の協力に関すること。
- (5) 食品の安全・安心確保に係る情報の収集・提供のあり方に関すること。
- (6) その他食品の安全・安心確保に関して必要なこと。

(構成等)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員により構成する。

- 2 推進会議に会長を置き、県民生活部長を充てる。
- 3 会長は、推進会議を代表し、推進会議を総括する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(地方推進会議)

第5条 県内の地域ごとに、長崎県食品の安全・安心地方推進会議（以下「地方推進会議」という。）を設置するものとする。

- 2 地方推進会議に地方推進会議会長を置き、各振興局長を充てる。
- 3 地方推進会議会長は、地方推進会議を代表し、地方推進会議を総括する。
- 4 第6条に規定する幹事会は、長崎地区食品安全・安心地方推進会議を兼ねるものとする。

(幹事会)

第6条 推進会議に付議すべき議案の調整及び会長から命ぜられた案件の処理を行うため、幹事会を置くほか、幹事会に付議する事案について調査・検討するため、ワーキンググループを置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる幹事により構成する。
- 3 幹事会に代表幹事を置き、食品安全・消費生活課長を充てる。
- 4 幹事会は、代表幹事が必要に応じ招集し、主宰する。
- 5 代表幹事は、必要に応じて幹事以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 ワーキンググループの構成員は幹事を補佐する者とする。ただし、必要に応じてそれ以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 幹事会に、緊急食品事故等の特定事案の調査、検討を行うための専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、部会長には代表幹事が指名する者を充てる。
- 3 専門部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 4 部会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 推進会議、幹事会及び専門部会の庶務は、食品安全・消費生活課に置き、その事務を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び専門部会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 長崎県食品安全・安心推進会議の構成員

	構 成 員
会 長	県民生活部長
委 員	文化観光国際部長
	環境部長
	福祉保健部長
	水産部長
	農林部長
	教育長

別表2 幹事会の構成員

	部 局		構 成 員
代表幹事	県民生活部	食品安全・消費生活課	課 長
幹 事	文化観光国際部	物産ブランド推進課	課 長
	県民生活部	県民協働課	課 長
		生活衛生課	課 長
	環境部	環境政策課	課 長
	福祉保健部	福祉保健課	課 長
		医療政策課	課 長
		薬務行政室	室 長
		国保・健康増進課	課 長
	水産部	漁政課	課 長
		水産振興課	課 長
		水産加工・流通室	室 長
	農林部	農政課	課 長
		農山村対策室	室 長
		農業経営課	課 長
		農産園芸課	課 長
		農産加工・流通室	室 長
		畜産課	課 長
		林政課	課 長
	教育庁	体育保健課	課 長
長崎市保健所	生活衛生課	課 長	

データ集

食の安全に関する県民へのアンケート結果

Q 食の安全について、どのように感じていますか。

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
安心している	13.3%	11.7%	12.8%	13.1%
概ね安心している	61.1%	60.4%	62.1%	60.1%
時々不安を感じる	10.5%	12.4%	10.2%	11.6%
不安を感じる	2.8%	2.0%	2.8%	3.2%
どちらとも言えない	12.3%	13.5%	12.1%	12.0%

H23～26 年度の県民意識アンケート調査より

Q 食の安全について、どのようなことに不安を感じますか（複数選択可）。

回答	回答数	割合
食品添加物	244	71.1%
輸入食品	238	69.4%
残留農薬	235	68.5%
環境からの汚染化学物質(ダイオキシン、鉛など)	168	49.0%
食中毒	143	41.7%
遺伝子組換え食品	125	36.4%
放射性物質	111	32.4%
食品表示	97	28.3%
食物アレルギー	90	26.2%
BSEや鳥インフルエンザ	88	25.7%
いわゆる健康食品	49	14.3%
トレーサビリティ(生産履歴制度)	32	9.3%
特に不安に感じることはない	8	2.3%
計	1,628	—

平成 27 年度県政アンケート調査より 回答者 343 人

※1 H9までの病原大腸菌での分類をH10から「腸管出血性大腸菌」と「その他の病原大腸菌」に区別
 ※2 H9.5.31食中毒の病因物質に指定され、統計はH10から。H15.8にそれまでの「小型球形ウイルス」から「ノロウイルス」に名称変更。H15の統計まで「小型球形ウイルス」として集計。

年	総数		サルモネラ属菌		腸炎ビブリオ		ブドウ球菌		腸管出血性大腸菌(VT産生)※1		カンピロバクター・シジニ/コリ		ノロウイルス※2		動物性自然毒(ふぐなど)		植物性自然毒(きのこなど)	
	患者数	死者	患者数	死者	患者数	死者	患者数	死者	患者数	死者	患者数	死者	患者数	死者	患者数	死者	患者数	死者
H8	1,217	15	350	3	292	5	44	179	65	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H9	1,960	8	521	2	568	6	51	176	257	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H10	3,010	9	757	1	839	12	85	16	553	123	33	33	63	4	63	4	461	1
H11	2,697	7	825	3	667	9	67	8	493	116	34	34	5	2	5	2	310	1
H12	2,247	4	518	1	422	3	87	16	469	245	37	37	8	0	8	0	373	1
H13	1,924	4	360	1	308	3	92	24	428	268	40	40	7	3	7	3	251	1
H14	1,850	18	465	2	229	2	72	13	447	268	42	42	7	6	7	6	300	1
H15	1,585	6	350	1	108	1	59	12	491	278	46	46	10	3	10	3	229	2
H16	1,666	5	225	2	205	2	55	18	558	277	52	52	12	2	12	2	354	1
H17	1,545	7	144	1	113	1	63	24	645	274	48	48	8	2	8	2	210	4
H18	1,491	6	124	1	71	1	61	24	416	499	35	35	27	1	27	1	446	3
H19	1,289	7	126	1	42	1	70	25	416	344	39	39	18	3	18	3	266	4
H20	1,369	4	99	1	17	1	58	17	509	303	61	61	11	3	11	3	283	1
H21	1,048	11	67	3	14	3	41	26	345	288	39	39	10	1	10	1	195	5
H22	1,254	11	73	2	36	2	33	27	361	399	34	34	13	0	13	0	337	10
H23	1,062	11	67	3	9	3	37	25	336	296	22	22	8	1	8	1	139	4
H24	1,100	11	40	3	9	3	44	16	266	416	27	27	17	1	17	1	218	2
H25	931	1	34	1	9	1	29	13	227	328	21	21	12	0	12	0	152	1
H26	976	2	35	1	6	1	26	25	396	293	31	31	10	0	10	0	235	1